

平成29年総務常任委員会概要記録

(会期中)

○会議日時 平成29年3月10日(金) 午前9時30分～午後5時7分

○場 所 議会特別会議室

委員の出欠状況 (出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏 名	職	出欠	氏 名
委員長	○	石田陽一	副委員長	○	磯辺香代
委員	○	出口芳伸	委員	○	大島昌弘
〃	○	松本賢一	〃	○	村尾光子
			出席6人 欠席0人		

説明のため出席した者			
職	氏 名	職	氏 名
総合政策部長	長 勲	総務部長	山中庄一
市民生活部長	布袋田 実	会計管理者	若林早苗
総合政策課長	星野 登	市民協働推進課長	上野和憲
総務人事課長	清水光則	財政課長	梅山孝之
契約検査課長	伊沢幸男	税務課長	手塚 均
安全安心課長	篠崎安史	市民課長	所 光子
環境課長	山中利明	行政委員会事務局長	黒川 弘

事務局			
職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	川俣廣美	議事課長	谷田貝明夫

○議員傍聴者 中村節子

○一般傍聴者 なし

1. 開 会

2. あいさつ

委員長、議長、市長

3. 概要録署名委員の指名 大島昌弘委員

○現地調査について

- ・ 7－1 新旧消防機具置場(上町、仲町)
- ・ 西坪山マテリアルリサイクルセンター予定地
- ・ 石橋庁舎イントラネット移設事業
- ・ 4－2 消防機具置場 (栄町)

[現地調査における質問事項について回答]

●総合政策部長：自治会の区画並びに世帯数について、お手元に資料を配布させていただいたが、上3枚のカラー刷りのものが各旧町の概ねの区画割である。4枚目に全149自治会の世帯数の構成を提示させていただいたので、ご活用いただければと思う。

●安全安心課長：下野市消防団国分寺地区（世帯数）の資料になる。資料の左側にあるが、現状の構成は第7分団が4部、第8分団が3部であるが再編により7分団、8分団、9分団ということになる。旧7分団第3部は、駅前、川東、泉町、駅東の1,270戸であるが、再編後には7分団第3部が8分団と9分団に分かれる。8分団の第1部に駅前、8分団の第2部に駅東、9分団の第1部に川東と泉町が加わって再編されるということである。

4. 議 題

補足説明

●総合政策部長：議案第8号平成29年度一般会計予算について総合政策部所管の新規事業等の内容について補足説明をする。予算書56ページ、2款1項6目、財産管理費、石橋庁舎周辺施設整備事業、石橋庁舎イントラネット機器移

設事業になる。事業の目的は、石橋庁舎取り壊しに先立ち、イントラネット機能を維持するため、石橋庁舎内にあるイントラネット関連機器を、庁舎外に移設するものである。事業内容は、石橋地区内の市有地にコンテナ型データセンターを設置し、光ファイバーを付設し、機器を移設するものである。予算計上した 8370 万円は、イントラネット関連機器を近隣市有地にコンテナを整備し、その中に収納することを想定したものである。新庁舎内のデータセンター内への移設の可能性もあることから、実施にあたっては、経済比較を行い、効果的、経済的な手法を選択したいと考える。

予算書 58 ページ、2 款 1 項 7 目、企画費、地方創生推進事業のピーアールアニメーション作成事業。アニメーション事業の市場は急激に発達しており、地方経済にも大きな効果を与えている。下野市エール大使に委嘱させていただいた人気アニメ声優の下野紘や観光大使の瓜田瑠璃を起用し、本市に歴史的にゆかりのある人物や事象をテーマに短編のアニメーションを作成することとした。これにより下野市を広く内外にピーアールし、観光振興、ひいては定住移住促進につなげたい。内容は、プロデュース、企画構成、製作経費、音響、編集経費等で構成される。アニメーションは 12 分で、ピーアール映像等を含め全体で 25 分程度の映像を作成することとしたい。年度当初の作成業者の選定、10 月には製作の完了を目指す。同じく地方創生推進事業、下野市都市再構築策定事業。都市再構築プランは、人口微減の状況を打破するための、まち・ひと・しごと総合戦略の都市ハードアクションプランと位置づけ、JR 3 駅を中心としたエリアを、活気賑わいを取り戻し定住の受け皿となりうるに必要な具体的事業の抽出をすることを目的としている。

石橋駅周辺は、石橋庁舎、石橋病院跡地など比較的大きな未利用市有地が存在することから、これらの財産を有効に活用し、駅周辺をも含め活気ある基盤整備の方策を具体化するものである。

自治医大周辺は、本市のすべての計画において、本地区を都市核と位置づけ都市機能を誘導するなど計画的な土地利用を図る区域と設定してきた。新庁舎が建設され、駅に近接した卓越した住環境のポテンシャルを持つ本地区を、地方創生における定住や移住の受け皿としての開発の必然性を理論建て、区域区分の見直し等の必要で有効な具体的な事業を打ち立てることを目的とする。

小金井駅周辺は、空き店舗、駐車場が点在する状況であり、都市機能の集積を誘導促進するとともに高度利用による市街地再構築を目指す。

事業内容は8つの項建てでプランをまとめることとしており、委託業者の選定については価格のみでなく、実績、実力、意欲等を評価し、プロポーザル方式を採用したいと考えている。

予算書 62 ページ、2 款 1 項 11 目、情報管理費、コミュニティエフエム整備事業。県内では昨年度に栃木市、本年 3 月に宇都宮市が開局し、小山市が実施設計に着手している状況である。コミュニティエフエムは放送地域を市区町村に限定し、地域に密着した話題や情報を提供するものであるが、近年は、災害の発生時は、緊急災害情報局として、24 時間災害情報を放送できるメリットがあることから、現在全国で約 300 の放送局が設置されている。市民との協働で番組を作成することによる地域コミュニティ意識や一体感の醸成、災害時の情報提供手段として有効なコミュニティエフエム局を公設民営方式により開局を目指すものである。開局にあたっては、放送法で定めるところの放送事業者免許を、運営事業者が総務大臣に申請し、取得する必要がある。業務委託の内容は、免許取得にかかる展開調査、送信所、スタジオの配置設計、設備機器瀬系統を専門業者に委託するものである。29 年度中に実施設計等の審査を受け、運営事業者が予備免許を取得し、平成 30 年度に工事等に着手、30 年度中に運営事業者との協定を経て、年度末の開局を目指す。

(1) 付託議案等審査について

議案第 1 号 平成28年度下野市一般会計補正予算（第 4 号）【所管関係部分】

質疑・意見

[歳入]

17款 1 項 2 目 利子及び配当金

○村尾委員： 利子および配当金が総じて減額ということになっているが、基金によって運用の仕方がかなり異なるのではないかと思うが、一マイナスばかりではなくプラスになっている部分もあるので一どの運用形態が利子収入増につながっているのか説明願いたい。

●会計管理者： 各基金については定期預金と債権という形で運用している。こ

さらに財政調整基金等5つの基金の減額があるが、これは主に定期預金の利率が平成28年からのマイナス金利を受けて大幅に落ち込んだことにより、予定した利子が得られなかったために減額をするものである。もう一つの原因としては、購入していた国債が満期となり、当初予算では新たな国債を購入して利子を得る予定であったが、購入できる状況ではなかったため—利子が低く購入できなかったため—そういった理由で減額になっている。逆に、ふえている公共施設整備基金については、当初予算で計上されていなかった平成27年度分の積立金—これは4億円を出納整理期間に積み立てしたので、その分の債権を2本買ったが、その債権の利子分がプラスとなったので増額させていただいている。それから地域振興基金については、満期を迎えた10年物の地方債の上半期分の償還利息が当初予算でもちょっと内側に計算されていたので、その差額分を増額させていただいた。

○村尾委員： そうすると現在の段階では定期預金よりも債券を購入した方がよろしいということか。

●会計管理者： 現在債権と定期預金でやっているが、1月現在の基金残高というところで116億円あり、そのうち39%に当たる45億円が債券運用ということになっている。これをもって毎年4,700万円もの運用益を上げていたが、債券利息については全体の93%となっている。店頭価格で定期預金は0.01%、1億円積んでも1万円というような状況であるが、債券の場合は—一時はマイナス金利で10年物の債権がマイナスになったが—若干上がっており、現在は0.2くらいの利率になっているので、なるべく長期に積めるようなものは債券で運用したいと考えている。

○出口委員： 債権というのはどちらの債権であるのか。民間の債権だとリスクもあるのでは—地方債か。

●会計管理者： 市の債権の運用方針があり、国債か地方債に定められている。社債等—民間のであれば格付けがあってそれを基本にするが、地方債については格付けは必要ないとされているので—地方債を発行する場合には総務大臣との協議を行うことになっており、財政的に悪化している場合には起債の制限をかけたり、総務大臣の許可が必要になるので、—それからいろいろな法律で確実に元利償還が守られるしくみがとられているため、—安全性については全く

心配ないと理解している。

○出口委員：何市の債権とか、何県の債権とかわかればもう少し具体的にお願いしたい。

●会計管理者：債権は何本も運用しているが、最近購入したものについては、大阪府、千葉県、埼玉県、それから共同発行市場公募地方債というものもある。

17款 2項 1目 不動産売払収入

○村尾委員：不動産売払収入とあるが、この場所を伺う。

●総務人事課長：こちらの土地については、下野市石橋841番地3、従来は建設課の倉庫となっていた場所である。地籍が330.48平米ということで第一種住居専用地域となっている。

18款 2項 2目 指定寄附金

○村尾委員：ふるさと寄附金が234万9000円の補正額になっており、これは受け入れた金額だと思う。これによって市税収入が減になった部分があり、それと記念品を贈ったということを考え合わせると、収入一寄附金をいただいた分一と支出した分の差し引きはどのような状況であるのか伺う。

●財政課長：まず、ふるさと寄附金の収入面について説明する。29年1月末現在までにあったふるさと寄附金について、件数は32件、235万円であった。当初の科目存置1000円分を引いて、234万9000円の増ということである。

●税務課長：寄附金の収入に基づく支出については、現在資料がないのでこの後提出させていただきたい。

○村尾委員：それでは後でお願いします。

[歳出]

総括 一般職給与費

○村尾委員：32ページ給与費明細書によると、今回の補正後は4人減少したことになるが、下の説明を見ると職員構成の変更に伴う減額、一育児休業取得に伴う減ということであるが、一この育児休業取得に伴う減は上の表の人数の4人減のところに含まれるのか。

●総務人事課長：後ほど回答させていただきたい。

○村尾委員：では、もう一つ。時間外勤務手当が減額になっており、これも職員数が減ったということと関係があると思うが、この補正の段階で最多の時間外勤務者というのは、例えば、週何時間になるのか。少ない方はゼロの方もいるかもしれないが、平均と最多の時間数を教えていただきたい。すぐにわからなければ、また後でよろしくお願ひしたい。

●総務人事課長：先ほどと併せて回答させていただく。

2款1項16目 庁舎建設事業費

○村尾委員：庁舎移転事業について、7,500万ほど安くできたとあるが、減額になった理由を伺う。その中で庁用器具購入費が6,000万ほど少なくて済んだということであるが、これはよほど水準を下げた結果によるものなのかどうか。併せて、旧庁舎で使っていた器具類の再利用を募集していたが、その再利用が決まった状況について伺う。

●総務人事課長：7,500万円減額の内訳としては、委託料1,500万円ということで、一当初は設計額3,900万円で見越しの委託を計画していたが、2,400万ほどでできたので1,500万円ほど減額させていただいたということが一つである。もう一つが庁用器具購入費のほうであるが、入札による額の確定及び既存什器を利用した結果によるものである。北側の、職員側の会議室については、ほとんど既存の机といすを利用している。こちらも予算額1億9,400万円ほどで見込んでいたが、入札野結果1億1,500万円ということでかなり安価となり、その差額が減額となったものである。それから、再利用の状況であるが、主に学校において再利用していただいているという状況である。自治会からも何件か問い合わせいただいたが、現実にはなかなか使えるものがないということで、自治会のほうへはほとんどいっていない状況である。

○村尾委員：大体わかったが、庁用器具購入のところでは、当初予算を組んだ段階から職員側の会議室の分は再利用するということが予定されていたことと思うが。だからこれは結局、購入量を減らしたのではなく、入札により安く抑えることができたかと理解してよろしいか。

●総務人事課長： 主な減額は入札による減額ということになる。

○村尾委員： 了解した。

2款3項1目 戸籍住民基本台帳費

○大島委員： 94万2000円の減額ということであるが、個人番号カードに関して予定された人数よりも少ないために減額されたと思うが、登録された現在の人数というかパーセントというか、そういった数字がわかれば教えていただきたい。

●市民課長： 当初、国からの交付金の金額があり、その後地方公共団体情報システム機構から通知があり、94万2000円の増額をしていたが、12月末の段階で国から繰越明許の通知があり、国からの通知に合わせて減額させていただくものである。この減額に伴い、あとで繰越明許も出てくるが、国全体のマイナンバーの交付が思ったように進んでいないということで繰越させていただくことになる。下野市においては、2月末現在でマイナンバーカードの交付枚数は4,672枚、交付率は7.77%となっており、県内では上位のほうになるが、国全体の交付率が低いということで、減額して明許の繰り越しという形になった。

4款2項2目 塵芥処理費

○村尾委員： 小山広域保健衛生組合負担金が1億円以上減額になる主な要因は何か。

●環境課長： 主な要因は、エネルギー回収施設建設工事交付金の増額、一般廃棄物事業債が当初の見込み額より増額になったために、余剰金を構成市町分担金の還付として減額するものである。合わせて構成市町全体で2億9,174万1000円のうち、下野市分が1億104万1000円の減となったものである。

○村尾委員： エネルギー回収施設は発電施設と理解してよろしいか。この発電収入により余剰金が多くなったと、単純に理解してよろしいのか。

●環境課長： 70トンの焼却炉が10月1日から稼働したが、当初は年間8,000万の電気料がかかるということであったが、4カ月間で計算した中では、4カ月間で2,000万くらいの減になるということで、合わせてトータル的に売電が毎月200万くらいあり、それを合わせてトータル的にツープーになるのかということ

とで考えていたが、一70トンの焼却炉自体は稼働計画の中で100日くらいは休む計画であるので、一おおまかには今おっしゃった内容で一焼却炉が完成したので、その分減額になったというのも一つの要因である。

失礼した。今の、分担金減額のおおまかな理由としては、循環型交付金があった以上に入っていたという理由と、併せて今回の小山広域の補正分として27年度の繰越分が4億6,334万9000円の増額補正ということになり、そのほか組合債のほうで余分に受けていたものが4億8,658万7000円ということで、組合自体の歳入の合計が、補正額自体が今回3月議会で6億8,757万5000円となっており、その中の歳入の中で分担金として減額がトータル的に2億9,174万1000円、そのうち下野市分が1億104万1000円の減となったものである。

○村尾委員： そうすると、27年度の繰り越し分もあるが、組合債を4億8千万から6億にふやしたので、その分市町の分担金の額を減らしたというふうに思えばよいか。

●環境課長： お見込みのとおり。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第2号 平成28年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

質疑・意見

[歳入]

5款1項1目 療養給付費交付金

○村尾委員： 制度が変わったためと思われるが、6,933万9,000円の減額の要因について伺いたい。

●市民課長： これは退職者医療の交付金で、2月末時点で400人くらいの退職被保険者が加入している。額の変更と申し上げたのは一これについては退職者分の医療費と国保税について毎月報告を社会保険診療機関に出している。その数字によっては年に何回か額の変更があり、今のところ最終ではないのだが2月の段階での状態で補正を組ませていただいた。ただし、これについては人数が減ったり医療費が減ると3月、4月でも額の変更が行われるということで、額

の確定ではなく、変更という形をとらせていただいた。新しく加入する方は今加入している方の扶養者だけしかいないので、額的には減ってくると思う。

[歳出]

7款1項2目 保険財政共同安定化事業拠出金

○村尾委員：拠出金の額が大きな減少となっている要因を伺う。

●市民課長：国保連合会に払う拠出金であり、最終的な額の通知は、3カ月、4カ月後に実績で計算して国保連から通知が来る。今回については、医療費関係の薬価が途中から国の意向で下げられた関係で医療費自体が若干抑制されたのかなという部分があり国保連からの確定通知に基づいて補正をさせていただきました。

8款1項1目 特定健康診査等事業費

○村尾委員：人間ドック助成がやや増加している。確か助成額を下げたと思ったのだが、それでも補助金額としてはふえているというのは、受診者がふえているということか。

●市民課長：これは委託契約をしていない所で人間ドックを受けた方への補助金となる。45人分を当初見ていたのだが、それでは少し足りないということで補正させていただいたものと、28年度から補助額を2万5,000円に一律下げさせていただいた。ただ、今まで7割補助であったものを2万5,000円に下げたのでいろいろな市民の方からの要望があり、27年9月末までに特定健診を受診され、その後28年度に人間ドックを受診された方については、特例措置という形で7割補助するという措置を実施した。これについては当初予算に盛り込んでいないものなので、その人数—21から23人—、分について補助金という形で支出となるので補正をさせていただきました。

○村尾委員：27年9月末までに特定健診を受診された方は特例措置が受けられるとのことであるが、どのように周知したのか。

●市民課長：28年4月の広報に掲載するとともに、該当者本人に通知をした。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第3号 平成28年度下野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

質疑・意見

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第8号 平成29年度下野市一般会計予算【所管関係部分】

質疑・意見

[歳入]

11款1項1目 地方交付税

○磯辺副委員長：地方財政計画で2.2パーセント減とのことであるが、それよりも少なめに組んでいる。昨年の予算では30億円であり、1億5,000万円の減となるが、2年目である。5年経つといくらになるのか。最終的に5年経つと一本算定になるわけだが。

●財政課長：地方財政計画によると2.2パーセントの減ということであるが、本市は昨年からの合併後の段階的縮減に入っており、その分を見越して昨年より1億5,000万円ほどの減額としたものである。最終的にはであるが、あくまでも現段階というか、昨年度の算定の資料となるが一本算定によるとおよそ23億円となっている。縮減幅が100パーセント→10割となった場合には23億円程度に減ることも予想される。ただ、これについては基準財政需要額、合併特例債等の返還も進み、その分も見られるということもあるので、常時動いてくるものである。今よりもさらに減るということをご理解いただければと思う。

○磯辺副委員長：2.2%よりも多めに減額させているということは意図的にそういう気持ちが働いているということか。また、普通交付税が25億5,000万円であるが、このうち合併特例債交付税措置分というのは分かるのか。

●財政課長：減額の幅であるが、2.2%の財政計画よりも多いということだが、

今年度、段階的縮減の2年目に入り3割が理論上減るということでその分を見込み減らしたものである。次に、合併特例債の見込額がいくらになるかということについては、交付税そのもの、総額が決まっている中で、その中で割り振りが毎年変わっている部分がある。その部分が、来年度は償還がいくらだからいくらですよとは、中々算式上も出すことは難しい。

○磯辺副委員長：いつもその辺はおかしいなと思っているのだが、合併特例債の元利の70パーセントを国が負担するという触れ込みであったのに、そのようにいつもきちっと定まらないのはなぜなのか。

●財政課長：交付税についてはいろいろな事業の中で交付税措置が見られるということで、あらゆる事業の中で一新しい事業が起きると出てくるのだが、その分が加算になっているのかというと、総額が決まっている中で、ほかの部分が落ちている部分もあると思うし、最後の調整率での調整もあるかと思う。それでは特例債の部分は見られていないのかというと、当初、一本算定と、通常の3町特例措置で見ると算定の間では、以前は10億円以上の差があるということであったが、これについては、当然主な要因としては合併特例債の償還の算入だと思うが、現在、7億から8億ということで年々縮まっているので、その差額分を追っていけば合併特例債の算入額分の一部ということでは言えると思う。

1 款 2 項 1 目 固定資産税

○出口委員：土地については地価下落が見込まれるとのことだが、何パーセントくらい下落すると見込んでいるのか。次に、家屋については、新築等が見込まれるため増加するのではないかとのことだが、建物の新築は何戸くらい増を見込んでいるのか。また、その理由を伺う。

●税務課長：土地については、0.5パーセントを見込んでいる。土地の負担調整がほぼ上限に達したこと、あるいは、全国的な地価下落の傾向が進んでいるということもあり、トータルして0.5パーセントの減と見込んだ。家屋については、仁良川地区土地区画整理地内の宅地開発の関係で新築が見込まれるということで、見込み軒数としては、今年度340軒程度であるので来年度もその程度は行くのかなということで見込んでいる。

○出口委員：家屋に関しては増ということだが、経年償却分を差し引いても増と

考えてよいか。

- 税務課長：国のほうで示される補正率というものがあるが、経年減価と補正の増を掛け合わせるとプラスマイナスゼロになるということで、軒数がそのまま増になると見込まれるということで考えている。

14款 2項 2目 衛生手数料

○村尾委員：小規模特定事業許可申請手数料について、小規模特定事業というのはどういったものか伺う。

- 環境課長：小規模特定事業については、市の条例の、土砂等の埋め立ての条例の中で500平米以上3,000平米未満の中で埋め立て等を行う場合には市に許可申請を出すということになっている。1件当たり2万6,000円ということで、1件分を見込み予算計上した。

○村尾委員：申請を受けた時には、市はどういった手続きを進めていくことになるのか。

- 環境課長：申請があった場合には、申請内容一場所と、どこから土砂を持ってくるかという計量証明書とか一、持ってきたものの検査、合わせて盛り土とかした場合に最終的に検査終了までに土壌分析とか、それを添付させて、崩落とかがないということを確認して、それで埋め立てを完了ということで認めるような形での手続きになっている。なお、3,000平米以上を超えた場合には県の土砂条例のほうになるので、県の管轄となる。

○村尾委員：土壌分析等の調査は受けた市が行うのか。

- 環境課長：持ってくる事業者のほうで資料を添付して申請となる。ただし、簡略申請と言って明らかに一砂や土を検査した場所から持ってくる場合もあるので、それについては検査したものに代えることができるということが書いてある。概ねは持ってくる土砂が土壌上問題ないという分析の結果を付けて一それが結構金額が張るので、なるべく500未満でやる部分もあるかと思うのだが、通常はやはり県の条例ができてからかなり高くなってきているかなということになっている。

○村尾委員：予算は1件分なのであまり多くはないのかなと思うが、取扱事務は何件くらいで推移しているのか。

- 環境課長：25年度で3件、26年度では3件、27年度で3件、28年度で1件かと思う。主な開発の所については、太陽光発電の3,000未満の場所とか、あとは駐車場を大きくつくるので、埋め立てをするということで申請があったかと思う。

15款3項1目 総務費国庫委託金

- 大島委員：中長期在留者住居地届出等事務委託金について、事業内容の説明を伺う。
- 市民課長：外国人登録事務に関するものである。1月31日末現在、下野市の外国人については600人いるということで、在留資格の更新、転入転出に関する事務について国から補助金をいただくものである。
- 大島委員：いただいた資料では外国人の自治会加入者数が334人ということだが、例えば自治医科大学などに留学してきている方とか、企業の研修等で来ている方等で自治会に加入していない方を含んだ総数で600人ということで理解してよいか。
- 市民課長：先ほどの資料では334世帯であり、人数に関しては資料を持ち合わせてない。
- 大島委員：了解した。

16款2項1目 総務費県補助金

- 磯辺副委員長：市町村総合交付金は県からの権限移譲の財源措置であるが、結構な金額であるが、どのくらい移譲されたのか。
- 財政課長：29年度においては、14事業の事務費交付金として、1770万2000円となる。
- 磯辺副委員長：これは単なる事務だけではなくて、とてもお金のかかるものがあるのか。
- 財政課長：事務費というよりも、廃棄物監視員の設置促進事業としての費用であるとか民生委員さんにかかる費用などが入っている。
- 磯辺副委員長：廃棄物監視員というと不法投棄に監視であるとか、民生委員さんについては、市独自で出していると思っていたがそんなにお金がかかるもの

なのか。

- 財政課長：廃棄物監視員設置促進事務は、人件費になると思われるが180万円。民生委員さんにつきましては、民生委員協議会会長費用弁償代の交付金として3万5760円、協議会開催の費用の交付金として約116万円、民生委員費用弁償交付事務として318万6000円が入っている。

16款 3項 1目 総務費 県委託金

- 大島委員：徴税費委託金の県民税徴収取扱費について、人数と徴収額について伺う。
- 税務課長：市県民税として市民税と一緒に徴収しているため、市民税の納税者数と一致する。予算上は2万9300人ほどで計上している。県民税の徴収税額は、県民税と市民税の比率があり、税率は10パーセントで4対6の割合になっている。ただし、県民税には緑の森林税の700円がプラスされる。

17款 1項 1目 財産貸付収入

- 出口委員：光ファイバー貸付料は、どこにどういった形で貸し付けているのか。
- 総合政策課長：貸付先はNTT東日本である。市内総延長で、約118キロの光ファイバーケーブルのうち、約33キロメートルを貸し付けている。期間は平成21年9月から20年間の契約になっている。

17款 2項 1目 不動産売払収入

- 村尾委員：土地売払収入について、当初予算に掲げているので売れる見込みがあるのだろうと理解するが、どこを予定しているのか。
- 総務人事課長：公売している下古山の1-3-3、185.13平米の宅地を予定している。

19款 2項 4目 庁舎等整備基金繰入金

- 磯辺委員：庁舎等整備基金繰入金は、合併特例債償還財源として繰り入れるとの説明だが、償還財源に充てても良いことになっているのか。また、地域振興

基金繰入金は、毎年2000万—前年度では2743万7000円となっており、もっと多額の繰り入れをしていたが、基金利子分を自治会振興費などに使うために繰り入れていたものであるが、今年は極端に少ない。条例改正をすることになっているので後から補正をする予定なのか。2千数百万円にはならないので。後は一般財源で補うのか。自治会振興費分には足りないと思われるがどうするのかを伺う。

- 財政課長：庁舎等整備基金繰入金の6200万円は、庁舎整備に借り入れた合併特例債の返済分に充てるものである。元金分として1億9400万円の特例債、7割が交付税算入されるということで、実質負担の3割分の約5800万円を繰り入れる。

利子の償還分1300万円の3割で約400万円を繰り入れるものである。整備基金を償還費に充てることは、条例では庁舎整備を図るための基金となっており、庁舎整備に充てるために起こした起債の償還なので、整備のためと理解して有効活用している。

地域振興基金は、昨年度まで地方債の利子収入に充てていたものが満期となり、利率が下がったというものである。これにより繰入金が利子相当分の467万円としたものである。

地域振興交付金の足りない部分については、一般財源となる。

- 磯辺委員：一般財源を出すということで了解した。

- 財政課長：地域振興基金条例の一部改正として議案第26号であげさせていただいているが、今後、原資分についても、有効活用するために取り崩しの規定を設けるものであるが、まだ条例改正を行っていないことから、今予算については利子分のみを財源として充て、今後は従来2500万ほど充てていたと思うが、そこまで原資部分も充てていくかということについて他の事業も含めて検討していきたい。

21款 1 項 1 目 延滞金

- 村尾委員：例年当初予算では910万円くらいの計上だと思うが、およそ何件くらいの延滞金を徴収しているのか。また、延滞金を徴収していない市町村はあるのか。

- 税務課長：27年度実績で市税だけで2622件あった。決算でもお示ししたが金額で1390万ほどであった。規程を作って徴収していない自治体もある。とらない理由としては、災害に陥ったとか怪我による長期療養とか生活が困難であるなどの理由がある。同じくして執行停止の基準はどの自治体でも定めていると思うが、その内容と完全にかぶっている。これを実施するには、税負担の公平性という部分がかかなり強くあると思う。公平に負担するものを遅れて支払うわけなので、何らかの罰則が必要と思うので、その辺の説明が必要ではないかと感じる。それらを含めて、延滞金を徴収しないとする規定を作るかどうかについて以前課内で検討した。徴収していない団体についても、本税を納めていただいた後、延滞金を減免するといった内容になっているところである。
- 村尾委員：税の公平性を確保するという観点からの延滞金は趣旨に理解できる。特例的に徴収していないところの自治体数はどれくらいあるのか。
- 税務課長：私の調べた限りでは栃木県内はおそらくないと思われる。調べた段階では、すべて調べたわけではないが出雲市など西の方が多かったように思う。

22款 1項 1目 総務債

- 村尾委員：合併特例債の発行可能額は残りほどのくらいになるのか。
- 財政課長：29年度当初予算を見込んで、残分として約37億円となる。
- 磯辺副委員長：合併特例事業債に消防関係の事業が出ており、同じものが消防債でも出ているが、両方にわたっているのに何か理由があるのか。所管部分ではないが関連質問として市債全般についての質問になるが、公共事業等債の幅が大きいは何故なのか。
- 財政課長：消防施設整備事業債は事業費の全額ではなく、2分の1が起債の対象となる。それに対し充当率100パーセント。財政措置—交付税措置が70パーセントであることから、特例債よりも優位な起債であるので、そちらを満額使い、残りを合併特例債とした。市債全体として、公共事業等債については、通常、一般的な市町村で事業を起こす際にはこちらを活用されていることも多い。合併特例債の期限が迫る中、残事業費も37億円と減っていく中で、事業を有効的に行うために、こちらについての活用も今後考えていきたいと思っている。
- 磯辺副委員長：公共事業等債の充当率、交付税措置について伺う。

●財政課長：充当率は本来分として50パーセント、財政対策分が40パーセントで併せて交付金対象額について90パーセントの充当となる。財政措置は、50パーセントになる。

○磯辺副委員長：普通は50パーセントで、国の補正予算の裏負担分は40パーセントということか。

●財政課長：財源対策分として国の補助裏によるものについては、40パーセントが加算して借りられるというものである。通常は、50パーセントのほかに40パーセントを加えて、90パーセントを借りられるというものである。財政措置50パーセントは、加算となる財源対策分40パーセントに対しての50パーセントとなる。

— 休憩 14時57分 —

— 再開 15時10分 —

発言の申し出

●財政課長：合併特例債の償還分の増額はわかるかのご質問にお答えします。制度上、合併特例債については実額参入ということで、起債の償還額の7割とすることなので、増額分は各年度の償還額から算出することはその部分だけを抜くということは可能であるとして訂正させていただきます。

●総務人事課長：村尾議員からの給与関係の補正のご質問にお答えします。当初予算が366名から362名で4名の減についての内訳は、育児休業取得に伴う減は含まれていない。予算作成時から28年4月1日時点で実質的に退職による減が出たことによるものである。時間外については、27年度の実績で最も残業が多かったのは、年908時間が1名であった。26年度の実績で支給額の平均は一人当たり81万1000円として公表している。

●税務課長：村尾議員からのふるさと寄付金の質問の確認とお答えをします。ふるさと寄付金を補正で234万9000円が今回追加になったことにより市民税がいくらか減額になったのかという質問でよろしいか。(はいの声あり)人物の特定は困難であるが、234万9000円が32件であったので、すべての寄付金が寄付した相当額—2000円を差し引いたすべての金額が戻るとすると、2000円掛ける32件で6万4000円を234万9000円から差し引いた金額の228万5000円程度が住民税が

減額になるのではと解釈できると思う。これまで下野市からの支出が多かったというのは、他の自治体への寄付が多かったということで、これがかなり何千万という数字であり、これについてはある程度数字を見込んで29年度予算として計上している。

○磯辺副委員長：それでは29年度の予算の交付税を計算するときに、今年度の合併特例債分の、合併特例債分だけではないかもしれないが、交付税措置のある借金があると思うが、これを基準財需要額に加算しているわけなので、その金額はわかるか。

●財政課長：29年度の交付税の見込み額の算定にあたり、28年度の基準財政需要額収入額による一本算定と合併算定替の数値により、それに段階的縮減の2年目ということで、3割を減額と見込み算出したもので、29年度の基準財政需要額の中の、合併特例債等の費用の算出はしていない。あくまでも28年度の本算定それと算定替の数値から推計したものである。

○磯辺副委員長：そうしたらちゃんとした計算をするのはいつなのか。こちらから国に対してきちんとした数字で申請するのでしょうか。最初は、一番初めにくる交付税は前年度実績とかで割り出されてくるのか。7月8月にきちんと交付税額が決まるその基礎となる資料を作るのはいつか。

●財政課長：来年度の交付税の算定については、既に基礎数値は3月から段階的に提出を求められている。その中で、夏までになると思うが徐々に資料を提出する中で、決定されていくものである。

○磯辺副委員長：知りたいのは交付税を請求する資料を作られるときに、合併特例債は70パーセントの交付税措置があると伺っているので、29年度はその分はいくらあるのかということである。それを抜き出すことは可能といわれたので、その数値がわかるのはいつなのか。

●財政課長：28年度の実績に基づくので、その数字が固まって、交付税算定のスケジュール上、特例債の数値を出すのは確認しないとわからないが、7月には算定になるので、その時点では特例債の償還額がわかることになる。

[歳出]

一般職給与費

- 村尾委員：200ページの給与費明細書について伺う。29年度の職員数は370人であるが、新しい方と退職される方を含めた数字なのか。
- 総務人事課長：366名から370名により4名の増である。増の内訳は、再任用者の増加で5名、一般職が1名減によるものである。特別会計を含めると、全体で410名になる。
- 村尾委員：間際になって早期退職する方は今のところには入っていないことになるのか。
- 総務人事課長：間際になってからの方は含んでいない。想定される予定される人数となる。
- 村尾委員：再任用を希望する方はすべて希望がかなっているのか。
- 総務人事課長：再任用を希望された方は100パーセント、どちらかの職場にはついている。

2 款 1 項 1 目 一般管理費

- 出口委員：庁舎案内業務。フロアマネジャーの委託先と実際何名の方がついているのか。
- 総務人事課長：今年度受託者が、株式会社埼京プロテック。職員は常時2名であり、繁忙期は3名体制になる。実績については、毎月2万人から2万1000人ほど来庁者がいて、その20パーセントから25パーセントが総合窓口を訪れているようである。
- 出口委員：顧問弁護士。顧問契約内容の概要―相談時間の上限や内容、定期的に行う事務があるか。
- 総務人事課長：定期の面談ではなく、質問案件があった時に随時問い合わせをする契約となっている。月額4万円をお願いしている。
- 出口委員：所属する弁護士事務所および弁護士名は。
- 総務人事課長：弁護士法人神鳥谷法律事務所。平成27年が7件、平成26年が12件、平成25年が12件であり、1件につき2、3回のやり取りがあるので、ひと月何もないということはない状況である。
- 出口委員：委託料に訴訟事務顧問弁護士とあるが、顧問弁護士とは別の方か。裁判外和解を含めて、継続中や予定の訴訟等はあるか。

- 総務人事課長：これについては、実際に訴訟が発生した際の当初委託料金になる。
- 出口委員：着手金を用意していると理解した。
- 村尾委員：中学生平和派遣事業について、付属資料に広島平和記念式典を庁舎1階フロアで開催するようなことが書かれてあったが、内容とその費用がどこからなのかを伺う。
- 総務人事課長：今年度も実施したが来年度も平和のパネルの展示と署名を行う。
- 村尾委員：改めて記念式典を行うのではなく、広島での記念式典に併せてやるということか。了解した。中学生派遣事業の見直しはあるか。
- 総務人事課長：この事業も3年を経過し4年目になる。この事業は壬生町との共催で行われているので協議をし、何か新しいものを取り入れていきたい。
- 松本委員：仁良川簡易郵便局は土地区画整理事業によって出入り口が変更になり、以前看板の設置を要望したがその後の経過について伺う。また、コミュニティセンターの看板についても伺う。
- 総務人事課長：現地を確認して予算の範囲内で対処したい。
- 市民協働推進課長：早急に確認したい。

2款1項3目 広報広聴費

- 出口委員：広報発行事業。本年度の予算額1543万9000円から大幅に減額されているがその理由を伺う。
- 総合政策課長：28年度は5年に1度の市勢要覧を発行する年度であった。29年度はその分が減額になっている。
- 磯辺副委員長：ハンディのある人へのサービスとして外国語に関しては7つの外国語が一ホームページで広報がどうも読めるようになっているらしい。ホームページで外国語のところに入って見たが、広報の部分に行くと読みにくくなってしまふところがある。ちゃんとやれば広報が読めるようになっているのか。ホームページで広報が読めるというサービスをご利用はどの程度あるのか。視覚障がい者向けに音声で届けられるようにボランティアの方が協力してくださっていると聞いているが、この実態はどうか。

- 総合政策課長：市ホームページでは英語、中国語、韓国語など7か国語で読めるようになっているが、全部を確認できていない。わかりづらいとのご指摘ですので、確認させていただき、後程報告したい。視覚の障がいの方には、音読ボランティア3名をお願いしている。他にも民間の広報媒体を活用したサービスもある。栃木テレビを活用して様々な行政情報等を周知している。
- 磯辺副委員長：下野市は外国語版の広報誌を出していないので、ホームページで見る広報というのが外国の方にとっては唯一の方法かと思うが、英語なら英語、韓国語なら韓国語になるというのはできたが、広報のところまではいると、ページごとの内容が開かない状態であり、そのところを確認していただきたい。利用者からの苦情や反応はないか。外国人登録をされている人が600人もいるということなので、大変重要な伝達方法になっていると思うので。接続回数とかわかるか。後で結構なので。視覚障がい者向けサービスをしてくれているボランティアの人たちの活動実態について伺いたい。またこれらはゼロ予算で行われているのか。
- 総合政策課長：市のホームページへの特定の方がご覧になっている状況はわからない。アクセス回数及びボランティアの実態については確認して報告する。予算はゼロ予算である。

2款1項6目 財産管理費

- 出口委員：庁舎等施設管理事業について、約1億円計上しているが、昨年度も1億2480万円。今後の推移はどのようになっていくと見ているか。
- 総務人事課長：昨年度は1億4000万円ほど計上させていただき、ことしは1億円ということで、ある程度庁舎の管理について数字が見えてきたところがあるので、さらにこの数字を固めつつ縮減に努めたいと考えている。
- 出口委員：ちょっと気が早いのかもかもしれないが、いずれ大規模改修ということがあると思うが、大体何年後くらいを見込んで、費用をどのくらいと見込んでいるのか。全く考えていないということはないと思うので。分かる範囲で結構です。全く考えていないのであればその旨お答えください。
- 総務部長：大規模改修については、まだ予定は未定であるが、市民の方々への利便性を図るために随時改修が必要であればやっていきたいと思っている。軽

微な改修が主だと思っている。

○村尾委員：同じ事業の中に駐車場安全施設改修とあるが、どのように改修されるのかを説明願いたい。

●総務人事課長：本年度市民の皆様から要望が強かった、駐車場の出入口の矢印が分かりづらいということであったので、その矢印や止まれサイン、公用車のサイン、カーブミラーの設置等を想定している。

○村尾委員：この中には出入口の自動遮断機がついているところの安全性というのは、もう十分だというふうになっているのか。改修はされない。

●総務人事課長：大幅な改修というのはできないとは思っているが、ぶつかるのを未然に防止する杭やポール、明らかにここからは入口だと分かるようなサインなど、矢印などは改修できるものと考えている。

○村尾委員：次に、土地管理事業の中に、第二雇用団地駐車場管理とあるが、雇用促進事業団で住宅部門を撤退するというのを聞いている。そうすると、この第二雇用団地が将来的に、住宅がどうなっていくのか、また、大光寺のところにもある団地が将来的にどのようなようになっていくのか、何か把握されていることがあればお願いしたい。

●総務人事課長：私どもでは、何年先に撤退するというところまではまだ把握していない状況である。この事業については、第二雇用団地の管理人さんに駐車料金等の徴収等の委託をお願いする費用である。

○村尾委員：大光寺のほうは30年度までに用地を返還することになっているんですけどか、水道水源の廃止とその敷地を返還するということがあったが、こちらはそういう要求は出ていないのか。

●総務部長：第二雇用団地については、現在まだ入居の方がいるので、駐車料金の管理ということで12万円を見ているが、大光寺の雇用団地については把握していないので、説明ができない。

2款1項7目 企画費

○出口委員：地方創生推進事業におけるペッパーアプリケーション開発費について、以前は修理費がかかったとの話だが一バージョンアップなのか何か分からないのだが、定期的にかかるのか。ペッパー関係のアプリケーションの開発費

や修繕費などは。たまたまことし開発するというだけの話なのか。

●総合政策課長：これはアプリケーションソフトのバージョンアップというふうに考えている。これについては、今いろいろな動作や会話をしている。もう少しそれらの質を高めたいという考えが事務方のほうである。それをもってバージョンアップをさせていただいた暁には、東京方面に行って、今度はターゲットを絞ったようなセミナー形式を考えている。そこに特命課長の出席を考えている。

○出口委員：ペッパーは人間に近づけようという趣旨だと思うのだが、そうすると今後もかなりバージョンアップが予想される。この件は結構です。次に、同じ委託料の中にシティセールス動画作成・運営管理で約1千万円、PRアニメーション作成で1千万円と。しもつけ・未来・プロモーション事業全体としてトータルコストで4千万円計上している。この目的が本市への移住促進を図ると。そしてペッパーとか、ほとんど見られていないということが総括質疑でもあったが—ユーチューブ動画の作成だとか、アニメーションの製作で。これで本当に移住促進になると考えているのか。

●総合政策課長：この地方創生推進に関する取り組み事業については、29年度についてはこのような事業でやっていきたいと考えている。PRアニメーション作成については、アニメーションをただつくるだけではなく、そこに登場するキャラクターに市の観光大使になっている瓜田瑠璃さんを登場させたり、市のエール大使となっている—国内外に人気の声優である下野紘さんに、そういった人物を、キャラクターを登場させて、先ほど部長のほうで説明させていただいた12分ほどのアニメーションを製作したいというふうに考えている。そこに市のさまざまなPRできるような事象を加え、尺で言うと約25分のアニメ制作をしていきたいと思う。作成するだけではなく、その後、次のステップになるのだが—瓜田瑠璃さんについては県ととちぎテレビのキャラクターになっているので、とちぎテレビを媒体として外にPRをしていきたいと。こういったアニメーションによる市のシティセールスについては、中々栃木県ではないと、全国でもないのかなと考えている。その辺で、下野市を知ってもらおうというところにターゲットを絞った取り組みをしていきたいと考えている。また、総括質疑でもあったユーチューブの視聴回数であるが、これについては、現在ユー

チューブに上がっているコンテンツが99程ある。それを全部トータルすると視聴回数が2万2000ほどある。単純に2万2千を99で割ると約220が一つのコンテンツに対して視聴回数があったということは事実である。これについては、全国見てみると、例えば県内では大田原市が何本か動画を上げている。100万回を超す視聴回数もあるのも事実である。それにはいろいろ、芸能界であるとか、そういったところのチャンネルを使ったシティセールスをしているというの聞き及んでいる。ただ、下野市は1本30秒で終わってしまうものもある。あとは、もうちょっと長いものもある。それを含めて継続をしていくと、続けていくことが味噌であるので、そういった取り組みがすぐには特効薬のようにはいかないが、徐々に地方創生の言っている東京圏の人を呼び込むようなことに繋がっていけばと考えている。そういった思いで事業を上げさせていただいた。

○出口委員：同じ委託料で、総括質疑にもあったのだが、下野市都市再構築プラン策定支援業務、これを委託するコンサルタントがどこなのかということと、内容がJR3駅周辺における新たな定住の受け皿及び都市活動・生活を支える有効な拠点形成に向けたプランを策定する。これを職員が作成できない理由というものを具体的に教えていただきたい。できそうな感じもするのだが。

●総合政策課長：都市の再構築プランを策定するに当たり、高度な専門的知識をもつコンサルティングを選択させていただき、そこに支援をお願いしようという取り組みである。これについては現在立地適正化計画というものを都市計画課で策定を進めている。また、都市計画マスタープランの改定を進めている。そういったハード的なものもある。そこに地方創生の地方版、下野市まち・ひと・しごと創生総合戦略に則ったアクションプランができないものかということ考えているところである。確かに、JR周辺、市役所周辺については、特にここについては、都市核という位置づけは合併以来ずっとそういう位置づけをしているが、何ら市庁舎ができただけでその後の絵柄が描かれていないというところで、なかなかご案内のとおり市街化区域ではない。人口減少という状況もあり市街化ということもなかなかハードルが高いことである。そこを何とか理論的にいろいろなデータを分析させていただいて、都市核という位置づけに近づけるプランを立てていきたいという思いである。それなので市職員だけ

ではなく、支援体制としてコンサルティングの支援、サポートをいただこうというふうに考えている。

●出口委員：これから探すということによろしいか。

○総合政策課長：そのとおりである。

○村尾委員：私もかねてより具体的にどういうことを策定していくのかということが今一つよく分からなかったのだが、例えばJR3駅周辺は、石橋は旧庁舎を廃止するというのもあって公有地はある程度ありますよね。しかし自治医大駅や小金井駅周辺はほとんど民有地ですよね。そういった所にこの計画を策定することによって何が変わるのか。民有地の所を例えば特別な用途のために使うんですよという、そういうことを明らかにしていくことなのか。それともある程度公有化を進めて新たな都市計画に沿ったハード事業というか、何かそういうことをつくっていくということになるのか。

●総合政策部長：今現在、立地適正化計画を策定している。これについては今ある市街化区域をどのように整備していくか、都市機能誘導区域、居住誘導区域を設定してコンパクトなまちをつくっていく。その中で確かに、石橋駅周辺については公有地が点在する状況になるので、それらを有効に活用して、その立地適正化に沿った事業を導入していきたい。例えば、石橋庁舎の跡地の利活用、あるいは今後寄付される石橋総合病院の跡地も有効活用して、今現在下野市で足りない公共施設もある。それらについて複合化も考慮しながら整備していきたい。自治医科大学周辺については、合併以後都市核を位置づけということで進んできたが、自治医大駅周辺についてはすでにコンパクト化が進んでいると。なおかつ、ここに新しく庁舎ができたことによって乱開発の危険性もあると。地方創生の観点からすると、受け皿をつくらないことにはいくらPRしてもなかなか人口がふえない。定住、移住が促進できない。そういうことから最終的な目的としては庁舎周辺の区域区分の見直しを想定しているところである。ただし、やはり国、県の許可が必要であり、現在立地適正化が策定中だということと、もう一つはあくまでも区域区分の見直しに当たっては人口フレームを基調に考えざるを得ない。そうすると、どうしてもいわゆる何かの条件がないと—大きな企業が立地する予定であるとか、そういうことで住宅の需要が増大すると—そういう想定がなければなかなか国、県を説得することができない。そ

ういうふうな中でコンサルの支援を、必要なデータを私どものほうからコンサルに渡して、コンサルでそのような区域区分の見直しをしなければならない、必然性のあるような資料を作成していただきたいということである。また、小金井駅については、3駅の中で東京圏に最も近いということで、なおかつ始発駅であるにもかかわらず、現状が空き店舗と駐車場が点在している状況だと。そういうことから、市有地を拡大するという観点だけではなく、民有地も活用して高度利用を図る等の案を出していただいて定住を促進していきたい。そのように考えており、具体的な方策についての提言をいただきたいということになる。

○村尾委員：今説明いただいたことは、立地適正化計画や都市計画マスタープランの改定したものの中には入ってこないということなのか。

●総合政策部長：もちろん立地適正化計画に即した計画であり、なおかつ都市計画マスタープランにも即していなければならないと考えている。また、立地適正化計画はあくまでも現市街化区域をよりコンパクトにという考え方でつくっているが、これから策定しようとする都市計画マスタープランの中には都市核も位置づけている。都市核を位置づけた理由というのは、やはり自治医大周辺に都市機能を集約させて都市核を大成させようという表記がされているので、両法に則した方向で計画を策定していきたいと考えている。

○村尾委員：ちょっとつかみどころがない感じがしてしまいがたいんですが、端的に言えば自治医大駅周辺、西側を市街化区域に変えていこうという、そのための根拠となる計画にすることか。

●総合政策部長：それも一つの目的である。

○村尾委員：理解できない所は後で、細かいところについてはお伺いします。次に、同じ委託料でイベント司会業務とあるが、その業者選定方法について伺いたい。

●総合政策課長：これについては、ご案内のしもサタドットコムというホームページがある。そちらに出ている、ユーチューブでいうと斎藤さんという、所属は博報サービスという、宇都宮にある事業所である。2年前まではレディオベリー、FMのしもサタという番組をやっていたパーソナリティである。そちらの方に一今でも産業祭をはじめいろいろなイベントの司会を務めている。そち

らに予定をしている。

○村尾委員：あの方だろうなということは分かるのだが、今までの司会業務の実績について市民からの声というのは届いていないか。

●総合政策課長：具体的な、苦情めいたコメントは届いていない。

○村尾委員：これは個別に、入札はしないで、随契で委託していくのかと理解するが、議会筋では、心地いい声ではない。長時間聞いていると割と甲高い声で早口でしゃべると聞き苦しくなって苦痛になってくるという感じも私自身はする。同じようなことおっしゃる方もいらっしゃるのもう少し聞きやすいというか、耳にやさしいお声の方、ゆっくりとお話する方—イベントの内容によっても変わってくるのだが、甲高い声でまくしたてられると、いたたまれなくなるので、そういうことも配慮していただければと思う。いつだったかとても聞き取りやすい、ゆったりとした方もいらしたと思うが、慣れたからいいわというのではなく、やはり聴衆の反応を見ながらお願いしていただきたいと思う。要望的になってしまうが。続けて、ここにあるかどうか分からないが、3駅と道の駅にデジタルサイネージを設置していたが、その運用の効果はどのように把握していて、29年度予算にはどのように入っているのか。

●総合政策課長：3駅のデジタルサイネージであるが、現在故障しており、動いていない。これについては、今JRの今後の対応について協議をしているところである。

○村尾委員：デジタルサイネージについては設置してそんなに経過していないけれど、故障に至った原因はどこにあるのか。それから、設置費用などどれくらい掛かったのか。

●総合政策課長：設置費用については手元がないので正確な数字を持っていない。こちらも国の補助を受けて設置をしたものであり、確認をさせていただきたい。平成23年に設置して、5年ほど経過している。その中で不具合が起きたということのように認識をしている。詳細は後ほど報告させていただきたい。

○磯辺委員：シティセールス動画作成・運営管理について、1千万近いお金がかかっているが、一トータル22,000回の視聴があったとおっしゃったが、一ものによって、ものすごく低い。石橋高校の子たちが出た時とかやブリッツェンの方々が出た時は割と高めだが、それはきっと違う検索の仕方でもら

っていると思う。だから1回当たり2百何十回というのは宣伝効果ゼロというのと同じだと思う。世界中に発信して220回と思った方がいい。この動画に関してまず伺いたいのは、ターゲットが誰で何の目的でやっているかということを確認していただきたい。それから、PRアニメーション作成費も1千万とられているが、充てられているのが全て一般財源であるので、それなりに効果を上げていただかないと。国からの補助金が100%という時はもう過ぎたのですよね、確か。補助金は入っているか、一入っていないと思うが、入っていたら教えていただきたい。このPRアニメーションも相当頑張っつくらないと、—どういう効果があったのか—今までのシティセールスと同じではないかということになったら非常にもったいない、1千万もかけるので。これは誰がシナリオを描いて誰がつくるのかを伺う。まだ発注していないかもしれないが、出る人はある程度決まっているようなので、一下野さんとか瓜田瑠璃ちゃんとか—どこがシナリオを作成して、どこが製作するのか。

- 総合政策課長： 動画については、—しもサタチャンネルのユーチューブに投稿していただいている動画であるが、—こちらについては委員のご指摘のとおり、石高の甲子園の話題の時は視聴回数が飛躍的に伸びている。それについてこちらで分析しているのは、「石橋高等学校」あるいは「石高」というキーワードでアクセスをしてユーチューブにつながったのかというように考えられるところもあるので—先ほども申し上げたとおり、100近い動画をアップし続けている。今から10カ月前から始めたわけであり、そちらについては視聴回数が—まだ20回、30回というものもある。市長が出ているもので低いものもある。そういったものはもうやめようということで事務方のほうは研究をしながら29年度に向けて準備を進めているところである。

○磯辺委員： 誰に向けて、どういう目的で製作しているのか。もしよかったら、どこがつくっているかも教えていただきたい。

- 総合政策課長： はい。そういうことであり、委員のおっしゃるとおりターゲットに合わせた情報発信、シティセールスをやっていこうという認識でいる。それで、一つには地方創生を強く進めるに当たって「定住」「移住」というキーワードがある。そのためには、シティセールスだけではなくて、先ほど言った都市再構築プランの策定で、その受け皿をつくるというのが下野市の使命だ

と思っている。そんな中で、「移住」を考えてみた。ここには、自然も田舎もある。将来住むところが約束されればということで、「移住」のターゲットを子育て世代、例えば30代から40代前半、そういったところにターゲットをシフトしたらどうだろうと。「定住」というところで考えれば、学生、大学、あるいは就職のために東京をはじめ首都圏にいらっしゃる方ということで、10代後半から20代前半にターゲットを絞って、これは一つの例であるが。そういったところでターゲットを絞った情報発信ができたかと考えている。まずユーチューブの動画については、先ほど申し上げた(株)博報サービスが作成している。29年度の新規事業であるアニメーション作成については、とちぎテレビを予定している。委員から財源の話があったが、財源については当初予算では一般財源になっているが、今後は国の地方創生推進交付金、一補助率が2分の1である一そちらを申請させていただき、できる限り国の補助を財源に入れていきたいと考えている。

○磯辺委員： 誰に対してやっているのかが、30代から40代なのか、10代後半からなのか明確でない。もう実施しているのだから、企画書か何かがあってターゲットは何十代ともう決まっているのではないのか。あやふやなまま進めてきたのか。目的は「移住」「定住」だと。目的は「移住」「定住」でいいと思う。単なるシティセールスではなく、地方創生でやるのだから「移住」「定住」が目的。どこがつくっているのか知らなかったが(株)はくほうサービス、先ほどのアナウンサーの斎藤さんという方が所属していらっしゃる会社であると。まず、ターゲットが誰かというのをもう一回お答え願う。

●総合政策課長： 28年度についてはターゲットについての明確な表現をしていなかったが、29年度については、それではちょっと弱いということで一実は先ほどの(株)博報サービスから市のシティプロモーション計画案の提出がされており、その中に「移住ターゲットを30歳代から40歳代前半とする」「定住ターゲットを10歳代後半から20歳代後半とする」という提案がされている。これも一つのターゲットかなと考えている。

○磯辺委員： ありがとうございます。ユーチューブ動画を配信する、こういう99動画をずっと継続して配信していくということはあまり意味がないと思う。「継続は力なり」というのは、このユーチューブで配信する動画としてはあま

りあてはまらない。話題になるときは、1日、2日、一週間以内にバツと回数が上がるので、そういうタイプのものではないと思う。ただ、内容が良いものだと何度も何度も見られていって拡散を続けると思うが。はっきり申し上げて、しもサタドットコムというのは、評判があまりよろしくなくて、拝見しているが、市長なんかもあつという間に消えてしまうし、市長がただ何も言わないで、椅子にごろんと横になっているだけのものもあった。見た人はやる気ないんだろうと思うと思う。こういうことを言う人がいないと思うので申し上げるが、実は東京に住んでいる自分の息子が帰ってきた時にしもサタドットコムを見もらったところ、これを見て下野市に移住したいなと思うかと聞いたところ、全然だめだと言っていた。電車の中に、例えば群馬県の前橋だったか高崎だったかの広告が出ていて、通勤手当を4万円とか5万円補助します、それから住居費の補助をします、ということで、補助金の額が明確に書いてあるほうが心が動くと言っていた。それで、このしもサタドットコムは、フワっとしたものしか伝わってこないの、選択肢としてはもう落ちてしまうと言っていた。もう少しターゲットと目的をはっきりして、こちらがどんなふうに来てもらいたいかが伝わらないと、「移住」「定住」のきっかけにはならないのではないかと思う。こんなにいい町だ、こんなにいい市だと言っているのはここに住んでいる人だけであって、ほかから見るとそんな一あとは金額の競り合いである、通勤手当とか。それから、まあ今年は新築住宅にいくらの補助をするとかいうのがあったが。大都市に住んでいる方々は一あとは子育て支援—子どもの医療費がいくつまで無料だとか、産後のサポートに誰か派遣してくれるのかとか、非常の細かいところまで、都内は比較表になっているサイトまである。だから最終的にはこの地方創生の競争は、最終的にはお金をいくら出すかということになってくるとは思うが。ぼやんとしているメッセージだと、何も伝わらないに等しい。強い、はっきりしたメッセージを出さないといけないと思う。

それから大田原のシティセールスというか、動画配信—中村議員に勧められて見てみたが—それは作品としてもものすごく上等である。シナリオがキッチリできていて、—悪いがこのはくおうサービスはシナリオがいまひとつ、ちゃんとできているのかなと思うところがある。年間1千万もかけて作るのだから、もう少し目的が明確に伝わるようにしてもらわないと。はくおうサービスから

の提案だけでなく、こっちもちゃんと噛んでつくっていかないと、1千万円捨ててしまうのと同じだと思う。それからPRアニメーションを作成するが、これもおそらく瓜田瑠璃ちゃんが主役になるだろうということだと思うが、瓜田瑠璃ちゃんは賛否両論あるので気を付けていただきたい。年齢の若い方やアニメの好きな方は好きだが、私たちくらいの高齢になってくると、どうかと思う人もいます。それで、このPRアニメーションはどこで流すのか。

●総合政策課長：作成したアニメーションについては、現時点で考えているのは、県と宇都宮ではいろいろなアニメーションのイベントがあり、それにはとちぎテレビが関係しているということなので、それがデビューになるかはわからないが、テレビ媒体を活用しながら流していきたいと思っている。あとは、各イベント会場でアニメーションを見てもらうような機会をつくったり、環境をつくったりということを検討していきたいと考えている。そのあとは、テレビ民間媒体を活用した情報発信も考えてみたいと考えている。

○磯辺委員：とちぎテレビで流すとなれば、その枠を買い取らなければならないので、またお金がかかるということになると思う。イベントであれば多分流せるかもしれないが、ほかの市町村も同じようなことをやっているのだから、このPRアニメーション1千万が決してつくっただけにならないようにしていただきたいと思う。これもどこかからの、とちぎテレビからのご提案で進んでいるのか。

●総合政策課長：アニメーションの製作、ストーリーなど詳細についてはとちぎテレビの提案である。それで、そこに何をというところについては、総合政策課、商工観光課、生涯学習文化課とコラボレーションをして形になったわけである。

○磯辺委員：各市町で地方創生推進事業が始まり、申請すれば国の交付金もついてくるということになったので、こういったテレビ局やメディア関係のサービスをされている会社が一はっきり言って仕事ができるわけである、狙われていると思った方がいいと思う。だから、1千万かけるのであれば、PRアニメーションを公開できるようにしていただかないと、つくっただけでしまっておくようなものでは何にもならないので、そのルートを確実にしていただきたい。もう一つは、良いものをつくらないと全然視聴していただけないので、」シナ

リオをつくる時には、よっぽど気を付けていただきたい。もう一つは先ほど申し上げたイメージであるが、大田原市がつくったシティセールス動画一課長はご覧になっているのですよね。私たちのシティセールス動画とは格段の差がある。誰がつくったか聞きたいくらいであるが、私たちがつくってもらっているところとは違うと思う。かけているお金も違うのかもしれない。効果のないものをダラダラやるのではなくて、1カ所にお金をかけてバンと効果を出さないと。あとは、この交付金は狙われているのだと思って、効果を出さないとだめだと思ってやっていただきたい。

○村尾委員：シティセールス動画作成、それからPRアニメーション作成について、どちらも2社、事業者からの提案があったということであるが、一それに加味していく部分はあるようだが一契約する時には仕様書を作成して発注することになるのか、市独自の仕様書を。

●総合政策課長：発注の際には、市で仕様書、スペックをつくって発注をさせていただきたいと考えている。

○村尾委員：あくまでも提案があった事業者との随意契約ということになるのか。

●総合政策課長：現在のところはそのように考えている。

●総務人事課長：村尾委員から質疑のあった庁舎等施設管理事業における庁舎管理事業のその他財源の内訳について、報告する。これについては、電柱の敷地料が162万円、自動販売機5台分の設置料が215万8,000円、会議室等の賃借料で175万8,000円、その他雑入で42万2,000円ということで計上している。

2款1項11目 情報管理費

○出口委員：コミュニティFM放送設備実施設計委託について、総括質疑の市長答弁の中で、1,088万6千円の以外に、今後設備費に約1億5,000万、運営費に年間1,500万かかる事業になるとのことであったが、そうすると10年で3億円程度かそれ以上かかると考えてよろしいか。

●総合政策課長：29年度については、基礎的な調査をさせていただくという内容を予定させていただいている。30年度からは、コミュニティFM局の開局に向けたハード整備の部分に入っていく。栃木市の先例で言うと、約1億5,000万かかっているということでお話しさせていただいた。開局した後の運営費一番

組を制作して流す—といったものに、やはり栃木市の先例だと年間1,500万円かかっているという状況であった。それを一つの目安として考えていきたい。ただ、運営委託料については、栃木市と下野市の運営側の、スポンサーのとり方で増減すると考えている。

○出口委員：設計費だけで1,088万という事業であるので、わからずにやられても困る。大体で、本当に概算でいいので、—市長のほうで1億5,000万設備費、運営費が約1,500万かかると。それで設備費も入れれば単純計算して3億円程度か、それを超える。多少広告費が入っても、半額になるとか1億円以内に収まるとか、そういうことでもないと思うので、—3億円くらいとみていていいのか。このやりとりは議会だよりに載るかもしれないので—市民の皆様はこの事業のことを説明する義務があるので、お願いしたい。わからないなら、わからないでもいいので。

●総合政策課長：委員がおっしゃる3億円というのが、私どもでは積算していなかった数字であるので—先ほど申し上げたとおり、まずは1千万余の29年度の調査費、それから栃木市の先例ということで、局の開設に向けた工事に約1億5,000万、そして開局後の運営費に年間約1,500万ずつかかっていくと考えている。こちらについては、投資額と費用対効果という話であろうかと思うが、コミュニティFMの性格としては、まず栃木市でもFM局を開設するに至った経緯については、2年ほど前の東北豪雨では、かなりの災害で市民の避難の際に情報伝達に苦慮したということで、コミュニティFMができる臨時放送に着目して、安全安心の観点から進めていったというふうに聞いている。それは非常時に活用できるということである。常時については、地域の身近な、コミュニティと名の付くFM放送であるので、いろいろとコミュニケーションが取れるような番組づくりを—全国ではつくっているという事例を拝見している。そのようなところをイメージしながら進めていけたらと思っている。

○出口委員：私自身はラジオ自体全く聞かないが、市長答弁でも防災目的もあると言われていた。そこでお聞きしたいが、仮に防災目的でコミュニティFMができたとした場合に、防災用の屋外拡声器があると思うが、これは今のまま残るのか。

●総合政策課長：市内63カ所にある防災拡声器、これはそのまま残すということ

である。こちらについてはどうしても自然災害の状況で一例えば、大雨の時には聞こえづらかったというようなことも聞いているので、それを補完するようなものとして一委員はラジオを聞かないということであるが、一停電になってもラジオを聴くことができるし、車の中でも聞くことができる、それと一これはまだ一つの案ではあるが、栃木市で採用した専用のラジオでは、それを各世帯で持っている、非常時に栃木市が発信する情報をキャッチして自動的にスイッチが入って傍受できると一そういったラジオもある。いろいろと活用の仕方はあるかと思う。

○出口委員：先日市議会が開催した意見交換会において、屋外拡声器の音が全く聞こえない地域とか場所があり、非常時には生命にかかわるといふことであるので、点検とか修繕は定期的に行っていただきたいという話があった。これは要望としてお願いしたい。

○村尾委員：これは新規ではないかと思うが、ICTサポーター設置について、サポーターは何をする役割の方か。

●総合政策課長：ICTサポーター設置については、いろいろな情報ネットワークであるとか、一職員が一人1台パソコンをもって事務作業をしているが、その中でいろいろな不具合とか、使い方がわからないとか、高度な作業をしたいとかそういった時に、テクニカルサポートができる人に常時いてもらっている。そのほか、市の庁舎には常時はいないが、そちらの委託先の会社のほうへ電話でやり取りをしてサポートをしてもらうと、そういったものも含まれている。

○村尾委員：常時ということであるから、フルタイムで毎日勤務していると理解してよろしいか。対象はどの職員に対してもということだと思うが、例えば出先機関も含まれるのか。

●総合政策課長：出先機関も全部含まれる。

○磯辺委員：コミュニティFMの放送施設はどこにできるのか。

●総合政策課長：FM局の設置場所につきましては、新年度予算の執行の中で調査しながら場所を設定していくと考えている。

○磯辺委員：先ほどの出口委員の質問で、拡声器はそのまま設置するという話であったが、拡声器の役割はJアラートにつながっているから、とれないということなのか。

- 安全安心課長：ご指摘のとおり拡声器については、全国瞬時情報システムということで防災無線を通して緊急情報を住民に伝えるもので、これについては存続をさせることで考えている。このJアラートだけではなく、現在も重要な事項については放送をさせていただいているので、効果的に今後も使っていきたい。

2款1項12目 市内公共交通推進事業

- 出口委員：運転免許証自主返納者支援、200名を見込んでいた根拠について伺う。予算が3倍になっている。
- 安全安心課長：27年度返納者が90人、その中の半分ぐらいの方が支援の申請をした。道路交通法の改正により、75歳以上の高齢者に対する運転免許制度の見直しがある。免許更新時に認知症検査等で認知症となった場合には、取り消しとなる。一定の交通違反を犯した方が臨時に検査を受け、認知症の恐れがあれば医師の診断が必要となり、返納者が増えていくと予想し200名程度を見込んだ。今までは免許返納者に対してデマンドバスの回数券を交付してきた。返納支援の拡充により次年度からは、デマンドバスの回数券のほかに、ゆうゆう館、きらら館、ふれあい館の回数券、道の駅しもつけの商品券を選択肢として加え、1名6,000円程度として計上した。
- 出口委員：増加の傾向にあるか。
- 安全安心課長：28年4～10月が62人、11月～12月で38人ということで、自治医科大学病院の事故もあったせいなのか急激に返納者が増えたという状況である。

2款1項13目 交通安全対策費

- 村尾委員：交通安全施設整備事業の工事請負費の中に、庁舎の駐車場から西側に出たところがT字路になっていますね、そこにカーブミラーを付ける予定はこの中に入っていますか。
- 安全安心課長：非常に見づらいというご指摘を受けておりますので、この中で対応していきたいと思っております。

2款1項14目 自治振興費

- 村尾委員：中学生海外派遣事業の中に姉妹都市に訪問するような費用が入って

いる。今回、実施するとき国際交流協会の人たちと共催することになるのか。今回も国際交流協会の方たちが別枠で行かれるという形か。

- 市民協働推進課長：今回の事業に関しましては中学生だけである。国際交流協会の会員さんに関しては5年おきに訪問をやっているのですちにさせていたでている。ドイツに行くものですから、国際交流協会のお手伝いは一部いただくこともあるし、今回、国際交流協会の伊澤会長から400万円の寄附をいただでている。会長に意向を聞いたところ、できれば中学生が海外に行くときに利用してほしくて出している、昨年の総会の時に話してくれたものですから、今回は個人負担の一部助成としてこの寄附金を使わせていただくという方向で考でている。

○村尾委員：特別旅費はどういうメンバーが行かれるのか。

- 市民協働推進課長：前は国際交流員を入れて4名行っていたが、29年度ドイツの夏休みが7月1日から8月15日まででこの時期は避けてくれと言われたので、8月の下旬になってしまう。ミュンヘン大学生がその時期に来るので重なってしまった。今回は、国際交流員をこちらに残して、団長、担当職員、学校の先生3名を予定している。現地では以前、国際交流員を務めていた方に通訳を委託すると考でている。

○磯辺委員：防犯対策事業にある空家等対策協議会に関連して何う。この協議会の条例制定を去年行い、いきなり協議会をつくるという話であった。そのときの常任委員会の審査のときに出口委員が、計画を立てていないけど大丈夫なのかと言ったと思う。空家等対策計画を立てなければならいのでなければいいのかなと思っていたが、下野新聞の論説に対策計画を立てることが前提だという記事があった。国の支援をいただくためには。今年は計画などにはふれられてないが、空家等対策計画について協議会で話していくという答えだったが、どうなっているか。

- 安全安心課長：現在、空家対策につきましては、現況調査を委託し実施している。持ち家の方のアンケートをやっており、3月で今年度第1回目の協議会を実施する予定で、計画については、次年度計画策定に向けて取り組んでいく。これにつきましては、既に先進事例もあるので、それらを参考にしながら自前で計画をつくっていく。委員ご指摘の通り計画書がないと補助の受け入れがで

きないということもあり、次年度取組んでいきたい。

2款1項15目 消費者行政費

○村尾委員：機械器具購入費の額が大きいかなど思ったので何を買われるのか予定を伺う。

●安全安心課長：特殊詐欺防止撃退機の購入になる。28年度においても、補正において20台の購入の予算を計上させていただいたが、次年度も購入して防止を図る。県費の補助も付きそうである。

○村尾委員：これで予定していた台数は完了するということか。

●安全安心課長：下野市では100台を見込んでいるので、2カ年で整備完了ということになる。現在までの申込件数は7人、65歳以上の夫婦の方が5組、日中65歳以上の方のみが2組です。

●総務人事課長：文言の訂正をお願いしたい。村尾委員のご質問で、第二雇用団地の料金徴収を行っていると話したが、第二雇用団地に隣接する市有地駐車場の新規受付や退去の際の申請受付を行っているということで、料金徴収は行っていないということである。

2款7項1目 人権総務費

●総合政策部長：村尾委員から質疑のあった男女共同参画推進事業における男女共同参画推進委員会研修講師謝礼について、これについては、1人1日1回分、2万円を計上しており、これは第2次配偶者からの暴力対策の基本計画の策定のためということで、先ほど私はイクボス認定ということで申し上げたが、これについてはこの計画策定のための講習ということでご理解いただきたい。

延会

－ 第2号 －

○会議日時 平成29年3月13日(月) 午前9時30分～午後5時25分

○場 所 議会特別会議室

委員の出欠状況（出席＝○ 欠席＝×）					
職	出欠	氏 名	職	出欠	氏 名
委員長	○	石田陽一	副委員長	○	磯辺香代
委員	○	出口芳伸	委員	○	大島昌弘
〃	○	松本賢一	〃	○	村尾光子
			出席6人 欠席0人		

説明のため出席した者			
職	氏 名	職	氏 名
総合政策部長	長 勲	総務部長	山中庄一
市民生活部長	布袋田 実	会計管理者	若林早苗
総合政策課長	星野 登	総務人事課長	清水光則
財政課長	梅山孝之	契約検査課長	伊沢幸男
税務課長	手塚 均	安全安心課長	篠崎安史
市民課長	所 光子	環境課長	山中利明
行政委員会事務局長	黒川 弘		

事務局			
職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	川俣廣美	議事課長	谷田貝明夫

○議員傍聴者 なし

○一般傍聴者 7名

1. 議 題

(1) 付託議案等審査について

議案第8号 平成29年度下野市一般会計予算【所管関係部分】

発言の申し出

- 総合政策課長：本市のホームページではグーグルの外国語翻訳ソフトを使用しているため、PDFとなっている広報しもつけなどでは、十分に翻訳ができない状況となっている。

また、ホームページの外国語翻訳への数の確認は、グーグルを使用しているためできない。平成29年4月からは、ホームページがリニューアルされ新たな管理システムが導入されるため、閲覧のカウントが可能となる。2月現在の閲覧者数は、39万6000強である。広報下野は、図書館ボランティアの音訳ボランティアこだまにより作成された音訳CDは、社会福祉協議会を通じて視覚障がい者の方々に届けられている。こだまは利用者とその家族の方々と交流会を開催している。

J R 3 駅のデジタルサイネージについて。平成21年に総務省交付金を活用し、GIS、下野ガイド、デジタルサイネージの3つのシステムを構築した。それぞれのデジタルサイネージは設置から5年が経過するなど表示用パソコンの故障が続いたため、総務省に廃棄届を提出し受理されている。

- 村尾委員：63ページ、J R 3 駅電子看板敷地借地料とあるが、これはいらなくなるのか。

- 総合政策課長：撤去について現在J R と協議中であり、借地料が発生している。

- 磯辺副委員長：音訳ボランティアこだまには、何人の方がどのようにしているのか。

- 総合政策課長：現在、会員数が15名。活動は生涯学習情報センターにおいて、録音編集を行っているとのことである。

- 磯辺副委員長：図書館ボランティアであり、広報広聴の仕事もしていただいております、総合政策課と無関係ではないと思うが、この団体の面倒は一例えば機材が不足してどうしようというときにどこの課が責任をもって面倒を見るのか。

- 総合政策課長：音訳ボランティアの機材は現在、生涯学習センターに配置している。これらに故障等があった場合には、教育委員会である生涯学習文化課の所管になると思われる。

- 磯辺副委員長：ただ今ははっきりと言われたが、ボランティア団体であるが市の仕事をしてきているわけで、例えばボランティアの方々が録音機材が不調の

際は、自宅で録音をしていると聞いている。そう言った時の機材はボランティアなので個人もちでやれと言っているのか、あるいは生涯学習文化課に訴えればそれなりの補助的なことをしていただけるのか、或いは総合政策課で何とかしてくれるのか、ボランティアだから完全に自分たちで賄えというのか、市が視覚障がい者向けのサービスをしているというのであれば、その辺を考えなければいけないと思うが、すべて生涯学習文化課に相談すればよいのかどうか明確な答弁を求める。総合政策課は視覚障がい者向けのサービスを自分たちはやっているというのであれば、何らかのことを考えなくてはいけないと思うが。

●総合政策課長：所管があいまいであると認識している。生涯学習文化課では、こういった各種団体等を掌握している所管課ということで先ほど申し上げたところである。総合政策課では視覚障がい者へのサービスを積極的に行っているとまでは言い切れないところである。こだまさんのボランティア活動におんぶをしてもらっている状況であると認識している。今後関係者と協議をさせていただきたいと思っている。

○総務人事課長：職員の時間外手当について申し上げます。平成26年度の一人当たりの平均額を、81万1000円と申し上げたが、こちらについては特別会計分であり、一般会計分は52万3000円になる。平成27年度の最高時間について、908時間と申し上げたところであるが、平均時間は175.4時間であった。平成28年度は2月末時点で最高時間が693時間、平均時間が178.3時間であった。

○磯辺副委員長：金曜日の発言の中で、自治体のピーアール動画作成について、地方創生の交付金が出ているので各業者はこれを狙っているとの表現をした部分の訂正を求める。(はいの声あり)

○出口委員：55ページ、庁舎施設管理事業の総務部長答弁について、今後中長期の修繕について考えていないのかの質問に対し、壊れたら随時修繕するとの答弁があった。国交省でも中長期修繕計画を策定することを推奨しているが、計画自体を立てる予定もないのか。その点についてはっきりしてほしい。

●総合政策部長：公共施設等総合管理計画の中では、RC構造物については60年の耐用年数、大規模改修についてはおおむね30年をめどに試算をしている。今回策定された計画の中には新庁舎は含まれていないということでお理解いただきたい。

- 出口委員：現状はないとのことだが、今後の見通しは。
- 総合政策部長：総合管理計画はおおむね5年ごとに見直しをしていく予定ですので、次の改定時期には最も大きな建築物なので当然含まれてくると考えている。
- 出口委員：運転免許自主返納者事業の安全安心課長の答弁について、昨年11月12月のデータを示されたが、これについては自治医科大学附属病院の事故の直後で、また各地の事故も含めマスコミが取り上げた時期であるが、最近のマスコミの論調も変化しており、車を必要とする高齢者に単に免許証の返納を促すのは酷な話であるとし、自治体に対して自主返納後の移動手段的確保を求める論調になってきているので、この少し落ち着いたところでの今年の1月2月の状況を伺いたい。
- 安全安心課長：警察からのデータであり、現在資料が手元にないので後程報告したい。

質疑・意見

2款2項1目 税務総務費

- 大島委員：負担金の地方税電子化協議会について協議会の状況を伺う。
- 税務課長：地方税の申告、申請、納税について、スムーズに行うことを目的とし、直接本市にかかわるところについては、給与支払報告書の各事業所からの提出、年金支払報告書の年金事務所からの提出、法人税の申告書の提出、固定資産の償却資産の申告について、電子化を図り受付をしている。平成27年度では、年金関係99.5%の電子化率、給与支払報告書は35%であるが28年度はさらに伸びており、法人税の報告60%、償却資産21%であった。

2款7項1目 人権総務費

- 村尾委員：企画費から人権推進費に移った理由を伺う。併せて補償費の中の男女共同参画推進委員会研修講師謝礼は何について学ぶのか。
- 総合政策部長：昨年度の機構改革により昨年度予算の際に誤謬があり、本年度から入れさせていただいた。男女共同参画推進委員会研修について、次年度はイクボスについての講習等を予定している。

- 村尾委員：28年度の形状に仕方が間違っていたということか。
- 総合政策部長：適切な款項に改めて訂正させていただいたということである。
- 村尾委員：イクボスの講習会は結構であるが、男女共同参画推進委員が対象と読めるが、誰を対象とするのか。
- 総合政策部長：委員会の委員さんを対象としたい。
- 村尾委員：付属資料18ページ、第二次配偶者等からの暴力対策基本計画の策定とあるが、これに男女共同参画推進委員会は何らかの関わりを持つのか。
- 市民協働推進課グループリーダー：先ほどの男女共同参画推進委員会研修について、次年度はDVを予定している。そこで、講演の内容は、DV計画を作るために専門の先生を講師に迎え勉強することを予定している。
- 村尾委員：了解した。第二次配偶者等からの暴力対策基本計画の策定は誰がするのか。
- 市民協働推進課グループリーダー：男女共同参画推進委員会で策定する。
- 村尾委員：市民向けの映画会は実施にあたり、誰が上映内容を決めるのか。
- 総合政策部長：隔年で映画会と講演会を実施している状況である。映画の選定は事務局で行わせていただければと思う。
- 村尾委員：隔年の理由はあるか。
- 総合政策部長：定かな理由は把握していないが、予算の関係ではないかと思われる。
- 村尾委員：委託料とすると映画会しか選択できないのではないか。講演会だと謝金になるのではないか。
- 総合政策部長：講演会についても委託料で計上させていただいている。
- 村尾委員：そうであれば今、市民に何を一番アピールしたいのか、啓発したい内容によって、どちらを選択するのかを考えてほしい。

4款1項2目 予防費

4款1項3目 環境衛生費

- 村尾委員：狂犬病予防事業について、補助金として犬猫の避妊・去勢手術費があるが、これはあくまでも飼育されている犬猫か。野犬や野良猫は対象外か。
- 環境課長：要綱上はあくまでも家庭で飼っている犬猫への補助ということであ

る。野良犬とかに助成をしていただきたいとの話があった場合には、飼っていただくという形でお願いしている。

○村尾委員：環境衛生事務費の犬猫等動物死体回収・保管・処分の委託料とも関連するが、やはり動物愛護の観点から、殺処分される運命にあるのはよろしくないのではないかとということで、日本全国を見渡すと野犬や野良猫に対する避妊・去勢の手当てをしている—NPOが主体かもしれないが—自治体でもやっていると思うのだが、というふうになっていると思う。今後こういった野良猫や野犬についてどういう考えか伺いたい。捕獲してゆくゆくは殺処分という数はできるだけ減らしたほうが良いと私は思っているのだが、そういうことに関する考えを伺いたい。また、結果的に殺処分に至っている頭数をそれぞれ伺いたい。

●環境課長：殺処分を減らす考え方については、現在、里親の紹介電話等があった場合には、市内に里親をやっていただいている方もいるので、そちらのほうに連絡していただき対応していただいているものがある。今後、補助制度も—全部の市町村があるわけではないのだが—殺処分をなくすために野良犬とか、そういう犬猫に対してどういう補助をやっているところがあるか、対応しているのかということは今後研究したい。また、殺処分のデータについては、今持ち合わせていないので、後ほど愛護センターのほうの実績から調べて回答する。

4款1項3目 環境衛生費

○出口委員：委託料で雑草等除去があるが、委託先と、その選定方法について伺う。

●環境課長：委託先については、田中造園である。選定方法については、見積もり合わせでやっていたかと思うが、再度確認させていただきたい。

○出口委員：田中造園さんはしばらく、ここ数年委託しているのか。

●環境課長：田中造園については、合併前に国分寺町で雑草等の除去を一確か平成15年くらいに始めて—当初平米当たり90円くらいでやっており、なかなか受けてくれる業者がないということで田中造園さんに、当時私が担当していて何とかこの金額でやってくれということで始めた経過があるので、その関係で。去年までは税込み平米100円でやっていたと思うが、28年度からは税別で100円

でやってもらう形である。雑草については仮払い、年4回実施ということで、中々大手の造園業者では受けていただけないような状況であるかと思う。

○出口委員：これは要望であるが、今までの経緯はよく理解できる。ただ、今後見積もり合わせのほうは継続して続けていただきたい。

4款1項4目 公害対策費

○磯辺副委員長：公害対策事業に臭気測定の実委託料があるが、何回分を取っていて、どのくらい実行する予定なのか。毎年度の実績では何回くらいやっているのか。

●環境課長：実績としてはない。ただし、32万6,000円の税を掛けて35万2,000円ということで、過去、隣地に自動車の塗装でスプレーなどを使っているところがあると臭いとか、そういうことがあった時に、当然臭気測定法に基づいて測定して、ある程度被害をこうむっている苦情者とのやり取りの中では市のほうで独自に測定しなければならないことが想定されるケースも出てくるので、そのため1回分ということで計上している。

○磯辺副委員長：臭気測定法があるということは知らなかったが、この法律に基づいて住民からの訴えがあった場合に測定するということなんですよ。もしその基準以上の臭気というのが測定によって分かった場合には、市はその臭気発生源になっている事業者など、そういった所と住民の間に入って和解とかさせるのか。

●環境課長：騒音、振動、臭気については権限移譲されていたかと思うので、市のほうではある程度お互いの言い分を聞いて一円満解決というものは公害にはないと思うのですけれども一ある程度その辺で納得というか、了解していただけるようなデータを提示してやっていくような形で。それでも公害紛争で対応が難しい場合には県の環境保全課と相談させていただき進めていく形になるかと考えている。

○磯辺副委員長：それでは住民の方の訴えによってこの測定は始まるということでしょうか。

●環境課長：この予算については、そういう事案があった時のための予算付けとを考えている。

○磯辺副委員長：現地に行ってみて、これは測定の必要があるかどうかの判断をされてから業務委託をするということか。

●環境課長：臭気等があった場合には、どの時間帯に臭気が発生しているか、また、継続して発生している場合には明らかに行為者のほうに指導等ができるのだが、一番問題があるのが、一日のうち30分とか、その時間しか出ないとか、あとはたまにしか出ないという場合であるとなかなか難しいので、そういう場合は、あった時に記録してもらっていただくという形とか、あとは、隣接していて直にどうにもならないような現場、そういう所については、当然臭気法に基づく測定法を、資格を持った業者をお願いしてバックデータとして使用するという形で。できれば、なるべく調停という形で治まる形で進めていければなということ考えている。

4 款 2 項 1 目 清掃総務費

○大島委員：負担金で、大気汚染負荷量賦課金とあるが、この賦課の基準というのはどのようになっているのか。

●環境課長：これについては、元々、公害健康被害補償等に関する法律に基づいて昭和62年4月現在ばい煙施設等を設置した工場事業者等が納付義務者となり、賦課金はばい煙の公害による公害被害者への補償などを行う費用ということで、対象は旧石橋町にあった清掃センターが平成12年度に閉鎖となったわけであるが、施設については62年4月2日以降廃止しても申告納付義務があるということで、現在、独立行政法人環境再生保全機構へ納付しているわけだが、この賦課金の計算方法というのがあるわけだが、ちょっとその辺細かい計算の仕方であり、基準の金額に立米等掛けて3万9,000円ということで支出しているわけであるが、これは毎年少なくなっているということは承知しているわけであるが、ちょっとふくぎつな計算の仕方なので後ほど確認して回答する。

○大島委員：毎年少なくなっているとのことだが、あと何年負担しなければならないのか。

●環境課長：独立行政法人のホームページを見るところによると、当分支払っていくような形になってくるのかなということに思われる。

○村尾委員：委託料の中にごみ分別促進アプリ初期設定・保守とある。これは新

規だと思うのだが、どういうことをするのか、具体的な内容について説明願う。

- 環境課長：分別に迷った市民から問い合わせがあった場合に、県内の市町でもごみの分別方法、収集日など確認できる無料スマートフォンアプリ、サンアールというもので情報発信を始めている所も出ており、本市としても同様に導入することにより、市民のごみ分別や収集の確認に役立ててもらおうということを目的として、今回予算計上した。事業取り組みの手法としては、ごみの分別、収集日などを確認できる無料スマートフォンアプリ機能内容であり、一つ目としては資源ごみとごみの分け方、出し方の分別を検索できるというものと、あと2番目として資源とごみの分別辞書というものができるようになる。現在、下野市は石橋と南河内・国分寺で別々なのだが、約830種類の分別があるので、活用していただけるものと思う。また、ごみカレンダーも内蔵している。4番目としてアラームで収集日を告知できるということで、そのほかオプションとして多言語対応ということで英語、中国語、韓国語に対応する形で予算化している。そのほか利用者閲覧、総計データ機能、問い合わせ先地図、一覧表示機能、利用者数地図別詳細統計データもできるということになっている。現在、これと同じように導入している市は、宇都宮市、真岡市、上三川町、日光市が28年7月から始めたということで新聞等にも載った。なお、補足としてごみのルールブックについて、3月末までに各家庭に届くように対応を進めている。

○村尾委員：これはいつから市民が利用可能となるのか。

- 環境課長：29年度については、データの入力など、いろいろ準備しなければならないものがあるので、一応6月1日くらいまでには遅くとも市民の方に見ていただけるような形でできればなということで契約等、今後進めていく予定である。

4款2項2目 塵芥処理費

○村尾委員：小山広域保健衛生組合負担金について、28年度当初に比べるとかなりの増額になるのだが、その要因を伺う。

- 環境課長：主な要因としては、28年度は5億2,481万2,000円、29年度が5億6,091万3,000円ということで、3,610万1,000円大きくなっているのであるが、一番の要因としては、中央清掃センターが28年10月1日から新しい70トン炉が

稼働して、去年については半年分しか見ていなかったものが1年間分の施設運転維持管理業務委託になったということだと思われる。

○村尾委員：新しい炉になったということで、排出の仕方が変わりましたよね。ビニール、プラスチックは容り法に合わないものは燃やすほうに入って、燃やすごみの成分がかなり変わってきたと思うのだが、その可燃ごみの中のビニール製の比率というのは何か分析されているのか。その結果、排ガスの成分分析はどのように変化しているのか伺う。

●環境課長：分析の状況については、今手元にないので、後日広域のほうに問い合わせをさせていただきたい。なお、ごみの量については、ことしの4月から9月まで、平成27年度と28年度を比べるとごみの総量自体は中央も石橋も含めて変わってはいないが、中で可燃ごみが若干ふえている部分、不燃物とかプラはその分排出量が少なくなっているというのが状況である。

○村尾委員：ごみの成分と排ガスの分析については後でいただきたい。合わせて、北部清掃センターは廃止されているわけだが、この跡地は今有害物質が検出されて大きな作業をやらなければならないことになっているが、地元の方からこの跡地利用についてかつて何か要望が出ていたと思うのだが、それはどのような状況になっているのか。

●環境課長：跡地利用については、2月末に議員に説明し、地元の自治会にも説明会を開催した。今のところ、広域としては何を計画しているのかという話に対して、今のところ未定ですという話をして、自治会のほうも前に話を受けた中では、自分たちとしてはまずこの煙突を第一に倒してくれということをおっしゃっていたかと思うのだが、北部清掃センター運営協議会があった中においては、特段何をつくってくれということにはなかったということで報告を受けている。

○村尾委員：跡地を何かに利用する際には地元の意見を聞いてほしいというような要望だったと記憶しているが、具体的に何をつくれということではないと思うが、どういう形で決めていくのか。先だって小山広域の方からの説明会では、議決してからというか、そういう説明でしたよね。

●環境課長：小山広域の説明の中では、28年3月に炉を止めてから3年以内に解体し、南河内と国分寺からその費用を出しているものなので、下野市に返す予定でいるという状況である、返されてからそれを何に使うかということについて

ては、現在市のほうで何にも決まっていなくて、当然、利用するときには地元自治会に報告させていただきながら進めていくものということで考えている。

9 款 1 項 3 目 消防施設費

○村尾委員： 工事請負費の中の防災情報伝達システム改修について、改修する場所かどこか。また、改修によってすべての場所が聞きとりやすくなるのかを伺う。

●安全安心課長： 庁舎にあるシステム本体の改修の費用である。防災無線については、難聴地区があることから毎年スピーカーの改修等を行ってきたところであるが、それには限界があるということで、29年度以降については、防災無線も必要ではあるが、そのほかの媒体—しもつけインフォメーションであるとか、ラジオやテレビとも放送の協定をしているので、—いろいろな媒体を使って情報を発信していくことを考えている。

○村尾委員： 了解した。同じく工事請負費の中で、防火水槽撤去を1カ所予定しているとのことだが、場所はどこであるのか。また、その下の負担金のところに消火栓設置とあるが、これは撤去したところに消火栓を設置する—地域的に同じところであるのかを伺う。

●安全安心課長： 現在、防火水槽の一部は民地を借地して設置している状況であり、地主さんがその土地を処分したいということである。場合によっては撤去、新しい地主さんの了解を得られればそのままということであるが、予算については撤去を見込んで計上させていただいた。消火栓の設置については、水道管の布設替えの時に、消火栓の布設替えもあるため、—これまで消火栓の間隔をかなり広くとっていたので、この機会にもう少し間隔を短くして増設するという事を考えている。毎年10基ほどの消火栓の設置を見込んでいたが、次年度は15基ということである。先ほど言われたように、防火水槽を撤去したからどうのということではない。

9 款 1 項 5 目 災害対策費

○出口委員： 災害事業の災害用備蓄品購入について、現在または3月31日時点での備蓄状況を、食料中心でいいので教えていただきたい。

- 安全安心課長：平成27年度ではクラッカーやアルファ米を2,700食、今年度はクラッカーやアルファ米を3,530食ほど予定している。
- 出口委員：この点については、昨年10月の議会報告会において私が担当させていただいた部分であり、担当課長補佐から聞き取りをしたところ、その時点では年内に約2,000食を購入する予定で、4,000食くらいにもっていきたいということであった。6月1日時点で2,370食であるので、2,700ということは330しかふえていないということか。2,000食追加で年内にも買うようなことを言っていたが。来年度の予算では4,000食、まあ3,500なのでほとんどイコールということでそこはいいが一とにかく現時点での備蓄量が少なすぎるということである。防災、防災といっている割には全然ふえていないということなので、しっかりと執行していただきたいと思うが、これについてコメント願う。
- 安全安心課長：29年度では、約4,800食を予定している。飲料水については500ミリリットルを2,000本ということである。ふえていないのではないかという委員からのご指摘であるが、28年10月に賞味期限切れによる入れ替えがあったため、現在のような状況になっている。

総括質疑

12款 1項 2目 利子

- 出口委員：公債費の利子について、市債利子償還費が約1億8,000万であるが、これに対して、先日会計管理者から答弁があったが、地方債を主に運用していて、そこからあがってくる利子と、一公債を運用してあがってくる利子分と一こっこの借りることによって支払っている1億8,000万とが、比較してどのようになっているのか教えていただきたい。地方債の利息の比較である。自分の市で発行して利息を払うのと、ほかの地方債を買って運用して利息分があがってくるのと、単純に利息だけを比較した場合、どういったことが言えるか。
- 財政課長：一般的に、積んだ時の利息よりも借りる時の利息のほうが高くなると思うが、積んでいて利息として入って来るものが約1,800万になる。今回こちらの197ページに載っているのは借り入れている起債の償還のうちの利息分で1億7,900万ということであるので、借り入れに対する利息のほうが数字上だと約10倍近く高くなっている。

2款1項6目 財産管理費

○村尾委員：庁舎管理事業について、財源の内訳に国県支出金と地方債その他というのがあるが、これは何に対して国県の支出金が入ってくるのか。それから、地方債その他の財源はどこからくるのか、何に充てるのかを伺う。

●財政課長：2款1項6目の庁舎管理事業の財源について申し上げる。国県については基礎年金事務費委託金、国民年金事務協力連携委託金を合わせて59万9千円となる。一般財源については、数はかなりあるが、一こちらについては同じ歳入がいろいろな款にまたがっている部分等があるため、また担当課も多岐にまたがっている部分があるため、一この777万2千円についてはもう一度確認をしてからご報告させていただきたい。

○村尾委員：それでは確認の結果を教えてくださいと思うが、基本的にこの庁舎管理事業というのは、補助事業でもない限りは地方債とかその他の財源は充てないのかと思っていたのだが、それは可能な部分があるのですね。報告を待ちたいと思う。

もう一つ伺う。予算編成の段階であるが、一昨年秋に公表された予算編成方針があるが、その中の「予算要求の留意点」という項目に、「市単独事業は事業費と受益者負担数を比較し、効率性の悪い事業は見直すこと」という表現があった。今回、市単独事業に関して、例えば廃止とか、中身を変えたとか、そういった事業があるのか。あるとすればどのような事業かを伺う。

●財政課長：予算編成方針の「予算要求の留意点」については、各部署において新年度の事業を検討する際の考え方として示したものである。ご指摘の「市単独事業は事業費と受益者負担数を比較し、効率性の悪い事業は見直すこと」ということについてであるが、本文では、前段として「市単独事業は、事務事業評価を勘案しつつ、事業継続の必要性を再検証し、廃止または大幅な見直しを図ること」としており、見落としがちな「事業費と受益者負担数により、事業の効率性…」ということを後段で付け加えたものである。今回の予算編成の過程の中で見直されたものは何かということであるが、効率性の悪さから見直したものはなかった。ただし、前段の事務事業評価の結果により各課においてそれぞれ見直しをしており、一例を申し上げますと、住宅用太陽光発電システム設

置費補助事業については大きく見直された事業であると考えている。見直した点として、まず補助の対象について、従来は住宅の屋根につける際の補助であったが、近年需要がある車庫の上なども新たに対象としたこと、それから、この助成事業ができた当時よりもこのシステム設置そのものが普及してきていることから交付額についても見直したということで、編成方針に基づき担当課のほうで十分に検討した事業であると考えている。

2款1項11目 情報管理費

○磯辺委員：1回聞いたと思うが、—63ページのコミュニティFMについて、どこに設置するのか聞いた時に、まだ決まっていないという答えであったと思うが、—ここにはアナウンサーというかパーソナリティを配置して情報を発信すると思うが、市民の皆様に見えるような位置で、あるいは親しんでもらえるような位置ということをふつうは考えると思うが、—まだ具体的には何も決まっていないということよろしいか。

●総合政策課長：コミュニティFM局の場所については、ご説明したとおり、新年度の調査の中で決めていきたいと考えている。情報発信の基地となる場所であるので、委員がおっしゃったような考えも配慮しながら決めていくのかなと考えている。

○磯辺委員：宇都宮市や栃木市にもすでに開設されているので、そういったあり方にも学んでいただき、よろしくお願ひしたい。

もう一つ伺う。自治体のPR動画について、—総括なので申し上げたいが—この動画配信については全国の各自治体が一斉に始めており、県もやっている。だから、ホームページを見ると様々なものが見られる。すごく優れた動画もあり、お金をかけないで市長が引っ張っているような動画もあるが、一番言いたいのは、ターゲットと目的を明確にして、発注者が効果にも関心を持っていることを受注者にも伝わるように接していただきたいと思う。下野市は1千万かけており、半分は交付金があるかもしれないが、費用対効果について全くほったらかしにして、つくればいいというものではないと思う。まちがどう変わればPRが成功したのかという、PRが何を目指しているのか、最終目標を明確にもってやっていただきたいと思う。税金でつくっているもので、一国から来て

も税金であるので一納める住民にとって納得して共有できるものなのか、費用対効果という側面を意識していただきたいと思う。動画がいいかどうか、優れているかどうかについては見る人によるのであまり強くは言えないが、内輪受けでは伝わらないので、誰に向かって発信しているか、市内の人ではないのですよね。大都会から、30代一子育て勤労世帯という方々をこちらに引っ張ってきたいという思いでつくっているということであるので、しつこいがその点をもう一度。方法としては、たくさん動画をつくるのではなくて、2カ月に1回、3カ月に1回でもいいのでしっかりと内容にこだわってつくっていただくとか方法があると思うので、一今乱発しているので作るほうも大変かと思うので、一イベントとか史跡めぐりではなくて、下野市の日常生活の質とか子育て環境とかが、もう少しダイレクトにわかるような動画にしていただけたら。史跡には第一番に来ないのだから、子育て世代は。地場産の野菜がこんなに安く買えるとか、日常生活の質が伝わるようにしていただけたら。後段は個人的な希望であるので、感想として聞いていただきたい。要は費用対効果にも意を用いていただきたいと思う。アクセス数が少ないのはゼロに近いのだという思いで、アクセス数についても業者の方に、こっちは気にしているということを伝えていただきたいと思う。

○出口委員：今の関連であるが、「まちひとしごと創生総合戦略」への議会からの提案について、2月16日に総合政策部のほうから報告があったが、出産支援金の創設などは見事に却下ということであった。例えば第3子だけで計算した場合だと20万という設定で少し高いということもあるかもしれないが、本市の限られた財源の中からは1千万は出せないという結論である。それで、今言ったPR動画の作成には1千万くらいかかっていると。これは10万円にしたら500万になるわけで、いくらでも工夫の余地はあるので。まとめて言うと、各種広報媒体を使った市のPRだけではなくて、PRの前提となる実効性のある若い世代の移住定住促進策の実施というものを要望したい。その辺を今後は留意していただきたい。コメントがあればいただきたい。

●総合政策課長：確かに、地方創生の推進の最終的な目的というのは、主都の一極集中の是正、できれば下野市に人を呼び込みたいということである。そのために交付金等を活用して、試行錯誤を繰り返しながら知恵を絞って一今職員も

一生懸命努力をさせていただいているが、一交付金を活用するだけではなくて、先ほど出口委員がおっしゃったことも、確かに出産一時金等については交付金の対象にならない一般財源ということもあり、若干二の足を踏むようなところもあると思うが、一今後とも地方創生の最終的な目標達成のために職員並びに請負いの業者とも知恵を出し合って邁進してまいりたいと思うので、よろしくお願いしたい。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

[表決後、執行部説明あり]

[歳出]

2 款 1 項 6 目 財産管理費

- 総務人事課長：村尾委員から質疑のあった庁舎等施設管理事業における庁舎管理事業のその他財源の内訳について、報告する。これについては、電柱の敷地料が162万円、自動販売機 5 台分の設置料が215万8,000円、会議室等の賃借料で175万8,000円、その他雑入で42万2,000円ということで計上している。

2 款 7 項 1 目 人権総務費

- 総合政策部長：村尾委員から質疑のあった男女共同参画推進事業における男女共同参画推進委員会研修講師謝礼について、これについては、1人1日1回分、2万円を計上しており、これは第2次配偶者からの暴力対策の基本計画の策定のためということで、先ほど私はイクボス認定ということで申し上げたが、これについてはこの計画策定のための講習ということでご理解いただきたい。

4 款 1 項 3 目 環境衛生費

- 環境課長：村尾委員から質疑のあった犬猫の殺処分の関係であるが、27年度の主要状況で申し訳ないが、下野市では犬が19頭捕獲されているので、それが殺処分ということで、なお、猫については捕獲できる法律がないので、猫については捕獲していない。なお、負傷等している犬猫で収容した件数として、犬に

については5匹、猫については3匹という状況である。

4款2項1目 清掃総務費

- 環境課長：大島委員から質疑のあった大気汚染負荷量賦課金について、硫黄酸化物の排出量、累計換算量というのが過去分あり、それが737立米という数字があり、そこに毎年、硫黄酸化物の単位排出量当たりの賦課金というのが、毎年変わるのだが、28年度は52円92銭ということで、27年度が55円30銭、26年度が58円3銭ということで、そちらのほうで徐々に減っていくということで計算上はなっている。

議案第9号 平成29年度下野市国民健康保険特別会計予算質疑・意見

[歳入]

1款1項 国民健康保険税

- 村尾委員：説明欄にある調定見込額掛けるいくつ、という数値は徴収率と考えてよろしいか。
- 税務課長：徴収率である。
- 村尾委員：一般的に、医療給付費分と後期高齢者支援金分、介護納付金分は一括して徴収されるが、介護納付金分が0.876で、ほかの医療給付費分と後期高齢者支援金分と違うが、なぜ違いが生じるのか。
- 税務課長：それぞれの過去5年分の平均の徴収率を求め、その平均を出して振り分けた形になっている。医療と後期はほぼ納税者数がイコールであるので同率を使っているが、介護分については、若干納税者数が異なっているということで、過去5年分の徴収率も異なっていたということで、率も若干異なっているということである。
- 村尾委員：介護納付金分は40歳以上からなので人数が変わってくるのもいたしかたないということで理解した。徴収率は前年に比べ下がっているように思うのだが、この近年の徴収率の傾向はどうか。
- 税務課長：近年の徴収率については、微増というか、少しずつ上がっているが、今回ここに求めた率については、過去5年分の徴収率を当てはめたということ

で若干抑えたような形になっている。

○村尾委員：直接29年度予算に関係ないのかもしれないが、30年度から県が保険者になるということで、移管されますよね。その時にこの保険税はどのようなふうになっていくのか、何か見通しがあるのであれば教えていただきたい。保険税というと3つの分野があるが、それ全てが変わってくるというふうに理解すればよいか。

●市民課長：平成30年度からについては、県の広域化ということで、栃木県もそうだが、全国的に県の保険税の統一ということは今のところ考えてはいないと。栃木県は5年を目安に検討するという形になっており、税の方式、下野市は3税方式をとっているけれども、その税の方式について5年後に統一するという見解をもっているが、統一の税率までは考えていない。それは今県内、異なった税率で課税しているので、それを早急に統一するのは無理があるということである。保険税の税率の試算については、国の試算が大分遅れており、本当であればことし1月に出る予定であったが、それが遅れている。夏ぐらいに仮試算がでるといわれており、その仮試算で予算も編成するという形になる。最終は来年の1月でないと確定が出てこないという状況において、税率については決定権こそ市町村にあるが、全市上がるという見通しがあるので、これから説明を行いご理解いただくという形になる。

○村尾委員：そうすると、後期高齢者支援分と介護納付分も上がるというふうに考えてよいか。

●市民課長：国保の補助金をいろいろな歳入の部分、1款から8款、共同事業交付金の中で、特定健診の負担金、補助金等個別で交付される分を除いて県に移管される形になるので、それを差し引いて保険税でいくら納めてくださいという納付金額が出る。その納付金を納めるため、県から税率が示されることとなるので、医療分、後期高齢者支援分、介護納付分、全部の所で上がるということで理解いただければと思う。

○村尾委員：そうした場合に、予算書は残ると思うのだが、予算書で30年度以降盛り込まれる款はどこどこになるのか。

●市民課長：1款保険税、2款一部負担金、3款の使用料及び手数料は残る。4款の国庫支出金のうち残るのは特定健康診査等の負担金のみになる。5款の療

養給付費交付金、6款の前期高齢者交付金は多分なくなる。7款県支出金、8款共同事業交付金もなくなる形になる。一部、特定健診の補助金一国と県と、保険者努力支援制度という形に移行されて保険者が努力した部分についての補助金が入るので、科目を設置して歳入という形で見える形になる。後は市からお金も払うが、県から交付金として、市で医療費等支払う部分としてお金が交付されるので、交付金が入る科目が出てくると。まだ詳細は出ていないので現在のところということで話をさせていただいた。

[歳出]

7款1項 共同事業拠出金

- 村尾委員：歳入では、共同事業交付金が入ってきているが、拠出金の額がうんと大きくなっているが、この差額は28年度当初に比べ広がったように感じる。これはどういう、交付金と拠出金の関係について解説願う。
- 市民課長：拠出金の支出については、国保連合会が前年度1月から12月という、12か月分を算定し、それを栃木県全体のパーセントとして割り振り、額が当初決定されるという形になる。交付金については、その医療費の部分から災害の交付金、前期高齢者交付金等を除いて金額が毎月決定されて歳入として入ってくる形になる。そのため若干の差異がある。医療費が伸びれば歳入が拠出金よりも入ってくるほうが多い場合もあるし、若干少なめに入ってくる場合もある。これは県内で、全体をプールしてその割合で、率で計算するものなので、最終的でないと分かってこないという部分があり、あくまでも当初見積もりという形で上げさせていただいている。
- 村尾委員：国全体のうちのどのくらいの割合かということでこれが決まってくるとのことのようなのだが、例えば29年度の当初では、交付額と拠出額の差額が4千万円くらいある。これが28年度の場合には2千万円くらいだったのだが、この差額が変わってきた要因は何が考えられるのか。
- 市民課長：国ではなく、県の医療費全体ということになるが、27年度の医療費が一下野市の場合もそうであるが、新薬とか出た影響で、27年度の医療費がとにかく高かった。そのため27年度の共同事業は、支出よりも歳入が多かったという部分がある。その医療費の歳出の部分で29年度分の割合が算出されるので

支出が多くなっているのではと考えている。歳入については、基本的な部分で若干抑えながら予算計上している部分もあるので、その差が広がったのではないかと考えている。27年度の医療費が県内の部分の中でも伸びたという部分が広がった要因と考えている。

○村尾委員：27年度の医療費が算定基礎になっていて、それが27年度の場合には伸びて、しかも29年度の予算編成をする段階では、堅実に歳入を見込んだ結果という、そういうことでよいか。

●市民課長：お見込みのとおり。

8 款 2 項 1 目 保健衛生普及費

○村尾委員：例年ではここに健康表彰記念品、60万円というものが出ていたが、29年度はそれが廃止になるというふうに理解できるが、廃止に至った理由と、こうした事業は何に変わっていったのか。どこを上積みしたのか、それを伺いたい。

●市民課長：国保運営協議会の中で2年くらい協議を重ねた結果—健康表彰は大体、滞納を除くと160から200名、例年いらっしゃるのだが、そのうち20名前後しか特定健診を受診していない現状があった。今年度、特定健診の受診を促した結果においても人数が伸びず、その表彰の意味自体があるのかという議論になり廃止に至った。広域化になると保険者努力支援制度で、努力した市町に補助金が交付されるということがあり、特定健康診査事業の中で動機づけ支援と積極的支援—6カ月程度のプログラムを実施して健康の状況を上げるといったような実施をするわけであるが、例年その実施する人数が伸び悩んでいるということもあり、その方々が6カ月終了した時に、報奨という形で千円程度の商品券を差し上げるという形で予算を変えた状況である。

○村尾委員：それは、予算書上で言うと、保険者努力支援制度はどれに相当するのか。

●市民課長：保険者努力支援制度については、30年度から本決まりになるものなので、今は試行期間という形で実施される形になる。実施項目としては、収納率、ジェネリック、特定健診の受診、保健指導という形になり、今回の報奨に関しては、8 款 1 項の特定健康診査等事業費の中の報償費ということで27万円

予算を計上している。

8 款 1 項 1 目 特定健康診査等事業費

○出口委員：特定健康診査未受診者対策事業は今年度から始められているかと思うが、今年度の効果というか、それをやってどのくらいの方が受診されたのか。

●市民課長：最終的な数値が出ていないので、はっきりとしたことは申し上げられないが、問い合わせ等、それから健康増進課の特定健康診査の受診申込み数をみると増えているのは間違いないのだが、数字的には個別検診等の実施のほうがか月遅れ、3 か月遅れで来るので、その人数については5月の実績報告を待たないと、詳細には申し上げられない。ただ、増えている状況にあるということは報告できると思う。

○出口委員：それは未受診者が増えているということでもあるということか。

●市民課長：今回は5年間で不定期に受診している方も出したし、5年間一切受けていなかった方についても通知を差し上げた。何百人という単位では伸びていないが、未受診者についても若干であるが伸びているという感覚は得ているという状況である。

○出口委員：それは結構なことであるが、それに対して351万9,000円の予算を計上する、それだけの効果があるのかという話もありますよね。これは期間を区切ってやる事業だと一私も当時委員をやっていたので、少なくとも来年度は継続というか、大体いつくらいまで、ずっとやるのか。

●市民課長：29年度で第2期の特定健診の計画が終了する。この計画の最終目標が60パーセントと国では言っている。まだ、通知が来ているわけではないが、30年度以降も特定健診の受診計画の5年ごとの第3期計画を策定するということであり、こちらのほうにもまた受診率という目標を掲げて実施するとともに、保険者努力支援制度の補助金の対象項目という形になっているので、受診率を上げるために努力をしていきたいと考えている。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第10号 平成29年度下野市後期高齢者医療特別会計予算

質疑・意見

[歳入]

1 款 1 項 後期高齢者医療保険料

○村尾委員：普通徴収保険料の現年度分保険料は、0.978を掛ける前に0.37を掛けていますが、これはどういう意味か。

●税務課長：現年度保険料には普通徴収と特別徴収があり、それが37対63という割合なので、その割合を掛けたものである。

○村尾委員：滞納繰越分の保険料については、28年度に比べ徴収率、0.263がかなり下がっているのだが—現年度分も0.981から0.978に下がっているが—この後期高齢者医療保険料というのは中々徴収できないものなのか。

●税務課長：滞納繰越分保険料については、現年については過去5年分の徴収率であるが、滞納繰越分については、過去5年分の一番最低の所という形でとっている。というのも、滞納分については中々予測が難しく、かといって歳入予算ということであまり過大には計上できないということで、安全なところという形で予算計上となっている。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第11号 平成29年度下野市介護保険特別会計予算【所管関係部分】

質疑・意見 なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

発言の申し出

●安全安心課長：出口委員からの免許証返納についての状況で、11月までは38件。その後1月以降の状況であります。県警の運転免許管理課に問い合わせ、1

月までのデータしかないということをごさいますて、1月の免許返納者は12件であります。

- 環境課長：小山広域保健衛生組合のエネルギー回収推進施設70トンの焼却施設ができたが、排ガス基準値については、ダイオキシンについては1年に1回、その他の項目は2か月に1回検査している。いずれの項目も管理基準を下回り運転を行っている。

(各項目の数値を列挙して説明)

○村尾委員：今の資料をいただけないか。

○石田委員長：委員全員に配付願いたい。(はいの声あり)

議案第17号 自動交付機の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

質疑・意見

○村尾委員：自動交付機の廃止は28年の4月末だったと思うが、その段階で条例の改正ができなかったのはなぜか。

- 市民課長：4月末で廃止になったが、撤去が11月、12月まで伸びたので撤去まで待っていたということになるが、9月定例会までには条例改正すべきであったと認識している。

○村尾委員：マルチコピー機で交付していると思うが、自動交付機時代と比較して交付状況はどのようになっていますか。

- 市民課長：4月の発行件数は893件、庁舎内のマルチコピー機が稼働した5月から2月までの発行件数は804件であった。

○村尾委員：自動交付機が稼働されていたときと比較するとどうか。

- 市民課長：マルチコピー機での発行は、住民基本台帳カード及び個人番号カードに限られるため、自動交付機が稼働していた時期よりも減少している。現在、住民基本台帳カードからの切り替えを随時連絡して個人番号カードに移行する手続きをしているところである。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第18号 下野市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について

質疑・意見

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第19号 下野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

質疑・意見

- 村尾委員：第3条第3項はフレックスタイムの拡充も含まれていると思うが、これは時間外勤務の減少につながると思う。市としてフレックスタイム制をどのように推進しようとしていくのか。
- 総務人事課長：フレックスタイム制に限らず残業時間の短縮というのは我々の目指すところであり、フレックスタイム制のみならず他の制度と併せまして、勤務時間の短縮を目指していきたいと考えております。
- 村尾委員：どうやってそれを推進いくのですかと伺っているんです。
- 総務人事課長：手法としては朝2時間遅れてきているのがフレックスタイム制となり、コアタイムが間に入りますが、回答が違っていますか。
- 総務部長：フレックスタイムはこれから導入していかなければならないが、今現在できることは早朝勤務、早く出勤したものは早く帰っていいという制度を活用しております。窓口とか、夜の会議があったときには時差出勤をしていいとかの運用を図っている。もう少し徹底してそこから入っていきたいと思っております。
- 村尾委員：一部の係りのみ導入されているような記憶がありますが、これを広めていくためには職員に積極的に働きかけをするのですか、しないのですかということ。どのような働きかけをするか伺いたい。

- 総務部長：まず職員全体への周知を今図っています。各部課長に早朝勤務とかなめるような指導をと話をしております。国全体が働き方改革を導入するのでその状況を見ながら職員にどのように導入できるか検討を進めていきたい。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第20号 下野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

質疑・意見

- 村尾委員：第11条第1号中に育児短時間勤務をしようとする機関と入っているが、字が違うのではないか。

- 総務人事課長：期間となります。申し訳ありません。

- 石田委員長：字句の訂正は本会議での承認事項であるため、議長に申し入れ、本会議で、という形になるのでよろしく願います。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第21号 下野市職員の給与に関する条例等の一部改正について

質疑・意見

- 村尾委員：給料表の見方について伺いたいが、今度8級を創設するわけで、そうすると今まで6級・7級にいた方が、部長職になることによって移るわけですよね、例えば7級61号の方が部長になると8級のどこに行くのか。

- 総務人事課長：私の号級で述べさせていただきたいのですが、私が7-31を使っているのですが、部長職になり8級となると8-19となります。

- 村尾委員：その規則がわからないが、常識的に考えると一番近く高いところに移るのかと思ったのですがそういうわけではないのですか。

- 総務部長：通常の上給昇格について申し上げます。通常勤務して1年過ぎれば翌年に上給の場合4号上がることができます。制度改正以前は、1号当たりが

4分割され、通常の良好な勤務をすれば4号上がるという制度があります。今回昇格となりますので、7級から8級にわたる場合でも直近上位の4号上というのがある。今回は8級という困難な業務を行う部長、そういう場合には対応号給表というのがありまして、人事院が持っておりまして7級から8級にわたるとき、7級の何号にあった場合8級のどこに行くという表があり、それに従い行うということであります。

○村尾委員：今6級にいる方はどこの号にいるのか。6級に20人、7級に19人がいると予算書に書かれているが、それらの方がどこにいるのか。

●総務人事課長：低い方が6-51を使っております。高い方が6-72を使っている方もいる。7級は低い方が7-30、高い方が7-39となります。27年の1月1日から55歳以上の方は昇給停止になっておりまして、それまでにどれだけ7級に上がれるかとなってしまいますので、そこまで今40歳台で課長になっている人はいないものですから、今早い人でも53歳からなっているので55過ぎると昇給停止になるのでそこまで上がらない状況になっております。

●総務部長：町のとくと市になって職員構成が違うということで、旧町時代は若いときから課長になっている人もいました。私たちより上位の級をいただいていた方もいらっしゃいます。私たちの年齢構成からするとすぐに課長になれない。6級・5級に止まって、その号給の最高までいて止まってしまう、あるいは55歳で昇給停止になるということで、いろいろな意味で職員の給与の偏りがあったので、今回8級を使わせていただくことで審査していただいておりますが、7級で多くの職員が止まってしまうと、そして職員の中で課長であっても部長であってもほとんど給与が変わらないという問題がありましたので、合併10年を過ぎて年齢構成もやっと落ち着いてきたので、今回8級を導入させていただきたいということでございます。

○村尾委員：8級の最高の45というところに到達する可能性のある方はいらっしゃるのですか。

●総務人事課長：55歳昇給停止があるので、昇格するときには給料は上がるがそれ以上は上がらないので、一番上まで行くのは難しい。

●総務部長：年齢構成が落ち着いてきて、早く課長になった方は可能性があるかもしれませんが。想定なのでわかりません。

- 出口委員：総務人事課長：の例で行くと15,000円上がる。来年度をもってやめる部長級職員の改正がなかったときと改正された場合の平均退職金手当を教えてくださいとより市民に分かりやすい。おそらく1万円・2万円というお金が何十倍になって、ならないですか、いくらぐらいですか。
- 総務部長：昔の退職金は最後の給料の何カ月分とかいただけたが、今はそういう制度ではなく、もらっていた期間で計算式がありまして、例えば私が8級になって1万円・2万円上がったとしても、それが何カ月分という単純な計算にはなりません。
- 出口委員：計算は可能かと思うので後で。再任用は上がるのですか。
- 総務人事課長：再任用は今回の改正には該当しない。
- 出口委員：8級の再任用という欄があるので今後は。
- 総務人事課長：現状は、再任用は2級か3級を使っているもので、8級まではいかないと思う。
- 出口委員：提案理由に具体性がない。なんで今なのか。
- 総務部長：現在7級には幹事課長から部長までが参事という職制をいただいて、18名おり、そのうち部長が7人おりまして。どうして今の時期かと、ラスパイレル指数が100を超えた場合は財政的な余裕があるだろうとペナルティもあります。それを考えながら、部長職と幹事課長職で給与に差がないという偏在があったものですから、合併当初からそれはわかっていたが、10年を経過しながら様子を見て、ラスパイレル指数、国の制度については、大学・短大・高校と3段階でラスパイレル指数を計算しておりまして、先輩方の部長職には高校の方もいらっしゃいました。国は高校卒のラスパイレル指数は低く見る傾向があるのですが、下野市は一般職員として同格に扱っておりますので、大学・高校であろうが差がないという扱いをしておりまして。10年をたって社会情勢の中でラスパイレル指数考えたときに、この時期にできるだろうと、そして職員組合からの要望もありまして、困難な業務をやっていく職制の中で差がないというのは非常に困るという要望がありましたので、その要望と現在の状況考えたときに、この時期にやらせていただきたいということでもあります。
- 出口委員：施策を始めるときに近隣の状況、平成の大合併で町が市になったところは7級、今回下野市が初めてとなる。今8級制を採っているところはすべ

て開発許可の許可権限を有する市。人口代替8万人以上。町の職員として採用されて町の経験年数のほうが大幅に永い。地方では官民格差が大きいと言われていいますのでその辺どう考えますか。

●総務部長：8級制を導入していないのが、矢板・さくら・下野です。人口規模を見ると5万人を下回っているところが7級制を使っている。下野市は約6万人。これから発展性はあると思いますので、これから量的な負荷もかかってくるだろうと、部長職、幹事課長職についても勉強しながらやっていかなければということにはわかっていますので、その職責を全うするといううえでも8級制を導入させていただきたいと思っております。

○出口委員：私も正面切って反対しているわけではなく、今後市民の見る目も今以上に厳しくなると自覚していただきたい。わかりました。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第22号 下野市単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 について

質疑・意見 なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第23号 下野市単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 について

質疑・意見 なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第24号 下野市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

質疑・意見 なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第25号 下野市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止について

質疑・意見 なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第26号 下野市地域振興基金条例の一部改正について

質疑・意見

○村尾委員：これは基金の元金を取り崩すことができるということだが、その場合、地域振興のための事業というのは、どういうものを言っているのか。ハード事業なのか、ソフト事業なのか。また、一気に取り崩すということもあり得るのか。

●財政課長：これまでは自治会振興費交付金のほうに、それまでの運用益のほうがおおよそ2千7百万円ということで充ててきたが、これが減ってくるということで元本についても運用に使うということであるが、29年度については運用益の467万2,000円であるが、それ以降については、一つは従来どおりの2千7百万円ほどを取り崩すということを考えている。ただ、それでは50年から使えるという形になるので、合併後、地域の振興のためということなので、これについては、市民活動や地域全体の振興になるような事業を今後精査していく中で運用していきたいと思う。また、ハードなのか、ソフトなのかということであるが、特段ハードだから駄目ということはないが、できれば市民活動なり、そ

ういったものに使いたい。ただ、市民活動の拠点となるような、その整備についてふさわしい事業があれば、そちらにも活用を検討したいと思っている。

○村尾委員：一気に取り崩すことはなさそうですね。そうすると元々15億円だったと思うので、前回の質疑では、これからどういうふうに運用するか検討するようなことをおっしゃっていたが、例えば、また、国債を買うとか、地方債を買うとか、そういった一部分的にですね、全額ではなくて—それまでの間、どういう形で運用というか、保管していくのかを伺う。

●会計管理者：新年度予算については、財政課と協議をしたときに取り崩しの予定があるということで、一応満期になるものについては、定期預金ということで計上した。そのため債権のほうの金額が減って定期預金が増えるというような状況で予定をしていたところであるが、再度また財政課と協議をして、全部を取り崩すということはある得ないことなので、積めるものは債権で積みたいということになり、2月に満期を迎えたので、一応2月に債権のほうを2本購入している。

○村尾委員：債権というと1年、2年で取り崩すものではないだろうと思うが、とりあえず市民活動などに充当できる財源としては、普通預金になるのか。定期預金になるのか。

●会計管理者：満期になった金額のうち、5億円を債権にさせていただき、4億円を定期預金のほうに1年で積んだので、定期預金のほうで利用は可能かと思う。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第32号 下野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について【所管関係部分】

質疑・意見

○村尾委員：消費生活相談員の報酬が増額になっているが、近隣と比較するとどのような状況であるのか。

●安全安心課長：近隣では、時給に換算すると、宇都宮市が時給1,533円、小山

市は1,416円、上三川町が1,533円、栃木市が1,232円、壬生町が1,200円である。
近隣の平均が1,383円となる。

○村尾委員：そうすると9,800円というのは時給換算するといくらになるのか。

●安全安心課長：時給1,400円ということになる。

○村尾委員：保育士の場合には確保がなかなか大変だということだが、消費生活相談員のほうは募集すればすぐ人材は見つかるのか。

●安全安心課長：昨年、辞める方がいたので、募集をかけたがなかなか集まらない状況であったが確保することができた。下野市では現在3人おり、当初は資格者が1人しかいなかったが、現在のところ3人とも有資格者である。

○村尾委員：現在は3人で足りているということによいか。新たな募集はしない。

●安全安心課長：3人で十分可能かと思っている。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第35号 下野市公共施設マネジメント検討委員会条例の廃止について

質疑・意見

○村尾委員：計画策定が完了したということでしたよね。今後、個別の施設計画を立てていくということだが、統廃合に関わる部分も出てくるかと思うが、そういったとき利用者、市民の意見というのはどういうふうに聞いていくのか。検討委員会の方々はいなくなるわけですね。

●総合政策課長：29年度からは個別計画の策定に入ってくるが、その策定はそれぞれの公共施設を管理している所管となるので、その中で、計画をつくる中でいろいろな諸規定に基づいて市民の意見を反映していくと、それぞれの計画策定の中でやっていくことになろうかと思う。総合政策課としても市民の意見の反映というわけではないが、全体の管理—コントロールするというところで、内部組織、公共施設マネジメント推進委員会がある。そちらの中で総合的な管理をしていきたいと考えている。

○磯辺副委員長：30年間の必要経費から投資可能額を引いた不足額というのが276億円ということが管理計画に書かれているが、30年間なので長いスパンで

あり、P D C Aを回すと計画に書いてあるが、チェックするときは何をもってするか。20パーセントの削減していかなければならないとあるが、面積でやるのか、指針あるいは基準は何で行うのか。

●総合政策課長：個別計画の中で基本となるものが3月末で策定をしようとしている公共施設等総合管理計画、これが国の指針によると基本方針になるものであり、その中で公共施設等の管理に関する基本方針を定めている。この方針により個別計画を策定することになる。総合政策課としては、相対的な総務管理をするということで、まず来月からのスケジューリングを各施設の担当者を呼んで研修することになっている。縮減目標については、29年度から58年度までの30年間で20パーセント減となっているが、経費の20パーセントを削減するということになる。

○磯辺副委員長：そうすると、5年後に見直すということは、5年後に経費の何パーセントかが削減されているという目標が必要かと思うが、そういうことも個別計画の中で決めていくのか。

●総合政策課長：縮減目標については、全体で一すべての公共施設等の更新、大規模改修にかかる経費というとらえ方をしている。個別計画については、更新や大規模改修のみならず、維持管理修繕等の基本方針も実施方針という形で定めている。それに則った形で個別計画を策定していく予定である。

○磯辺副委員長：総合管理計画は3年で総合して2千数百万円かかっているので、この計画が実効性を持たないと市を維持していくということが難しいので、ある程度は5年や10年の目標を定めながらやるべきと思う。ただし、公共施設を使っている市民との軋轢が発生するかと思うので、個別計画に移った時に相当大変なことも起こってくるだろうと想像する。市民に納得してもらわないと進められない部分も出てくるかと思うので、委員会は終わってしまうが、説明しながら進めていく姿勢、市民の意見を聞く場面を設けるということが大切だと思うので、実効性のある計画として意識してほしい。

○出口委員：庁舎の修繕の話についても、中長期修繕計画もしっかり立てれば見えてくるので一それをつくることによって、より分かりやすくなる、維持管理しやすくなる。ライフサイクルコストは一般論として建設費の4倍くらいといわれているが、2割は建設費を除いたほかの部分という意味での経費か。

●総合政策課長：20パーセントの削減の根拠については、今後30年間において公共施設等の更新及び大規模改修に必要となる経費、これを必要経費として算出したところ、1,290億円となる。それと市が財政上投資可能な額を積算したところ、1,019億円になる。その不足額が270億となる。そこから20パーセントという数字を算出した。

○出口委員：了解した。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第41号 公益社団法人全国市有物件災害共済会への加入について

質疑・意見

○村尾委員：これは、「他の地方公共団体と共同して」とあるが、県内の自治体の加入状況を伺いたい。併せて、この共済制度の補償内容といったらいいのか一掛け金の算定方法を伺いたい。どこに出ているのがそれに相当するのかわからなかったのだが、55ページの庁舎等施設管理事業の保険料355万でいいのか。

●総務人事課長：予算については、委員がおっしゃったとおり、55ページにある庁舎等施設管理事業の355万という金額になっている。それから、全国市有物件災害共済会のほうであるが、こちらについては全国の市等が加入しているということで、申し訳ないが件数までは把握していない。従来加入していたのは一般財団法人全国自治共済会ということで、一般的に町村会というところに入っていたが、こちらについては10年間の特例減額措置期間が終了するため積算をお願いしたところ、平成28年は約291万7千円だったところが、平成29年、今度新しく加入するとなると減額措置がなくなるため964万円ということで3倍になってしまうということであった。こういったことから市有物件共済会にお問い合わせしたところ、大体同額である299万7千円であり災害共済の内容も同じ程度でやってくれるということであったので、今回こちらをお願いしたいということで提案させていただいたものである。

○村尾委員：予算書上は355万円ということになっているが、掛け金は298万程度

だということか。

●総務人事課長： 予算計上した時点では、そこまで細かい数字がつかめていなかったため、掴みで355万という数字を載せさせていただいたが、およそ300万ということで見積もりが出てきたので、今報告させていただいているところである。

○村尾委員： 補償内容が同じようであれば安く加入できるならこの上ないことだと思うが、こちらもやはり10年間の特例措置のようなものはあるのか。

●総務人事課長： こちらについては町村会とは違い、もともと市等が運営している共済会になるため、そういった特例期間はないということである。

○村尾委員： 了解した。

○出口委員： そこは安定したところなのか—加入数が少ないと不安であるので。これは結構重要なことなので、あとで調べていただきたい。

●総務人事課長： 下野市については町が合併したので、旧町が入っていた町村会のほうの保険に入っていたのだが、当初から—それ以前に—だったところは市のほうに入っているの、ほとんどの市が加入しているということになる。

○出口委員： 了解した。

採決の結果、全員賛成により可決すべきもの決す。

[会計管理者から発言の申し出]

●会計管理者： 先ほどの村尾委員からの地域振興基金の運用についての質問について、債権が5億、定期預金が4億と申し上げたが、定期預金がもう1本あり5億3千万であったので、申しわけないが訂正させていただく。債権が5億、定期預金が5億3千万である。債権のほうは2月に10年で積んだばかりである。

○磯辺副委員長： 15億ほどあったということだが、残りは。

●会計管理者： 残りについては、国債が900万、地方公共団体機構というところで5億2千万積んである。10年である。

○磯辺副委員長： では、すべて満期になってしまったのか、15億。

- 会計管理者： 地方債の10億5千万が満期になった。そのほかは積んである。
- 磯辺副委員長： いままでどおり積んであるということですね。
- 会計管理者： はい。国債と地方債に積んである。

要望すべき事項

- 出口委員： 2つある。まず一つ目は、運転免許証の自主返納について、公布は大分前であったが施行は昨日であったということであった。高齢による自主返納者の増加も見込まれるため、移動手段の拡充というものを、一今は回数券6枚だったか。
- 安全安心課長： 2冊で22枚である。
- 出口委員： 車が足の人にとっては22枚で果たして大丈夫なのか。例えば小山市の場合は1年間無料、宇都宮市は5千円の高齢者専用バスカードが1千円で永久に買えるということである。とにかく移動手段を確保しないと返納した後どうにもならないので。デマンドバス、お出かけ号をはじめとする高齢者の移動手段の拡充を求める。次は、先ほどの市のPR事業であるが、市のPRだけでなくその前提となる、より実効性のある若い世代、子育て世代の移住定住促進策の推進を要望する。この2点を要望する。
- 石田委員長： 今、出口委員から要望すべき事項ということで2つほど挙がりましたが、皆さんもよろしいか。
- 村尾委員： 市のPRで、もっと実効性のあるものの移住定住促進策を、という表現でいいわけですよ。去年、まちひとしごと創生で提案—あの時は教育福祉から出したとは思いますが—議会からの提案に対してゼロ回答であったという、そのことは具体的には書かなくていいわけですよ。出産支援金という形で具体的に書きましたよね。それで、それを書いてしまうと、もしかすると所管外になってしまうかと思ったので—私は書いてもいいのではないかと思うが、総務からの特段の施策の要望ということになると、そこは曖昧にしたほうがいいかと思ったのだが。
- 出口委員： 出産支援金という言葉は使わない、今は。方向性を決めるのは総合政策部の仕事だと思うので、ぼかした言い方で、より実効性のある若い世代の移住定住促進策と。それでそこには、もしかすると出産支援金とか予防接種

の拡充とかいろいろほかにもあるかもしれない。

○石田委員長： では、よろしいか。あとでまた作成の時に言葉を選んでということ。以上のような要望が出ているので、報告書のほうには書き添えておくのでよろしくお願ひしたい。

○磯辺副委員長： 何か給付したり支給したりする政策を積み上げていくという方向がもしできればそうしたいし、例えば小山市なんかがやっているようなこと、それ以上のこともやりたいが、財政的に追いつかない部分があつて無理な場合もありますよね。そういった時は、今の現在の下野市の状態の中から少しでもPRできるものを探してきて、若い世代に気に入っていただけるような、そういった知恵の絞り方もあるかとは思ひるので。もちろん政策を求めるといひのは言つてもいいとは思ひますが、そういうことも含めて要望したいなとは思ひますが。PRする時に。今ここの下野市が持っている良さとかつて、一市長がよくおっしゃるが一市長のおっしゃりようではまだ足りないので、いかに感動的な都会田舎暮らしかつていうのがあると思ひるので一お金がない時は知恵を絞らないといけないので、移住促進できる政策が打てない場合は、知恵を絞つていただきたいと思ひます。もちろん、ほかの予算を出産支援金にまわせるんだつたらまわした方がいいと思ひますが、実際のところ。だけど、できない場合は知恵を絞つていただきたいと思ひます。

○村尾委員： その企画費のPR動画作成費は、皆さん関心を持って議論したところだと思ひます。そのことは多分この審議の過程をまとめていただける中で、より訴える力がある表現でまとめていただけたらいいと思ひます。ぜひそこは本当に真剣に考えていただきたいし、ああいうお金の使い方が果たしていいのかということもあるんだと思ひますが、一計上された以上は有効にということで一委ねるので、うまい表現にしていただきたい。

○石田委員長： 了解した。

陳情第1号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」に関する陳情

質疑・意見

○村尾委員：現状がどうなっているのかということ、それから段階的に医療制度が改革されつつあるところで、窓口負担といっても所得が現役並みにある人と低所得者と、改正内容が違うような気がする。私は、高額所得、現役並み所得のある方の引き上げについては、この医療費がひっ迫している時代には、ある程度やむを得ないかと思うが、ここで言っているのは誰が対象になるのかというのが、求めているのがわからない。そこら辺について事務局でおわかりになるところがあれば、お願いしたい。

○議会事務局長：県内の状況について、一これは厚生常任委員会の資料ということでホームページのほうから印刷をしたものであるが、一まず栃木市については2月24日の本会議において不採択、佐野市についても2月21日の本会議において不採択という状況である。鹿沼市については、本定例会で決定するということであり、決定していない状況である。採択されているところでは、小山市が12月22日に採択になっているということである。ほかについては、12月に継続になり、この3月で決定されるということである。そのほかにわかっているところでは、宇都宮市が3月10日の常任委員会で不採択ということになっているということである。さくら市、那須烏山市、真岡市、日光市についてはこの陳情は提出されていないという状況である。宇都宮市の不採択の理由としては、負担の公平性と、低所得者層等にも十分配慮したかたちで審議が進められているということ、不採択になったということである。

○村尾委員：この陳情趣旨の2段目のところにある「栃木県保険医療協会が会員医療機関に対して行った「2015年受診実態調査」では、患者さんの経済的な理由によると思われる治療中断が約45%」と書いてあるが、あとでアンケートの結果報告の集計表をいただいたが、足し算しても45にはならない。多分、医科と歯科を合わせて平均化したのだろうと思うが、この数字はどこからもってきたのだろうかと疑問があるが。全国平均の数値を栃木県の実態調査として載せたのか一でも、37%は確かに37%である。ちょっと疑問を抱いている。

○磯辺副委員長：確かに厚生労働省は、70歳以上が支払う自己負担上限額一というから高額療養費だと思うが、一これを引き上げる方針を固めたという

ニュースが新聞に載ったが、例えば年収370万未満の約1,200万人にも対象になると書いてあるが、これは所得制限など考えている政策で、住民税を払っているかいないかなどが勘案されるはずなのだが、ここではそういうことが書かれていなくて、70歳以上の自己負担の月額上限の引き上げを考えていると、かなり単純化して書いてあるので、真ん中の3行ほどの一番重要なところ「高額療養費について引き上げを考えている」「後期高齢者の医療費窓口負担を1割から2割に引き上げる」と一この例外などもいろいろあるはずなので、これについてももう少し、それこそもう少し詳しい資料がないと、全部が全部2割ではないと思われるので、これは今国会にかかっている法案なのか、それはちょっとわからないが。もし6月でもよければ、もうちょっと調べさせていただきたい。すぐ採択か不採択か、この情報だけでは難しい。

○出口委員： この陳情書であるが、まず陳情の趣旨が明確ではない。それで、この2割負担にした理由というのが、国家財政のひっ迫というのがあって、あと世代間の公平というのもあり、世代内負担という考え方も出てきて、そういった大局的な観点からこういったふうに決まったと思う。それを元に戻せという意見であるから、もちろん生活困窮者とか低所得者の老人の方の対策は別の問題であって、それは考えていかなければならないが。私は、この趣旨はわかるかなと最初は思ったが一趣旨も明確ではないし、最終的な結論が現行制度の継続と、財源のことも何も触れていないということなので、不採択にしてもよろしいのではないかと思っている。

○石田委員長： 保険医協会には、どれくらい属しているといっていたか。

— 700人…と呼ぶ声あり —

○石田委員長： 700人というのは医者でしょ。患者のためにこれを訴えてくれているかもしれないが、ちょっと意味が一なかなか難しい。先ほど事務局のほうで調べて報告いただいたのでは、採択したのは小山だけということで、ほとんどが不採択なんですよね。継続にしているところもあるが。随分極端である。我々もすぐに後期高齢者であるから、まあ安くなった方がいいような考えもするが一ちょっとこれは2つ一緒に審査するというのもなかなか難しい話だと思う。医療費が上がればもっと負担になりますからね。

- 大島委員： 保険の財源がないと出口委員が言ったが、うちの国保だって実際に市民の方が納めているのは4分の1もいかない状況である。一般財源からもってきている状況が続いていて、国だって財源不足でこういった決定が出されるということであるので、一低額所得者等には対策がなされるわけで、私は持っている人には負担してもらわなければならないと思うし、私もその年齢になった時には払う覚悟をしているので、一不採択ということ。
- 松本委員： 私も、陳情趣旨がいまいちということで、不採択ということにしたいと思う。
- 磯辺委員： 確かに、70歳から74歳までの方の一70歳以上全部かな、高額療養費まで入るのかどうか一2つの制度を一緒に陳情していらっしゃる。後期高齢者の窓口負担と、いわゆる高額療養費と2つのことが書いてあって、例えば高額療養費の場合、1,160万円以上の方は、月に87,000円くらいから25万くらいに上がるとか、そういうのはすでに細かく出ていて、本来ここで要求するなら、年間収入が770万以上の方は上げてもいいけど、それより以下は動かさないとか、そういうふうに書いてくださってあれば賛成しやすいが、ただ70歳以上の自己負担月額上限引き上げに反対することなので、この趣旨はちょっと一医療費が40兆を超えているこの時代にあっては、一このまま採択するのはちょっと難しいかなとは思っている。だからといって不採択にするというのも気の毒な感じがするので、もうちょっと勉強させていただきたいと思う。
- 出口委員： 陳情第2号と違って趣旨自体が明確ではないので、勉強しようがない。陳情者を連れて来てやるのか。
- 石田委員長： まあ、今の状態だと小山市だけなんですよね、この意見で採択してくれたのは。意味がわかったのかどうか分からないが、下野市にはちょっと届かなかったのか。意見は出しつくしたか。
- 村尾委員： 先ほど真っ先に70歳以上のところを言ったが、今制度改革しようとしている、一まあある程度決まっている部分もあると思うが一何がどう変わっていくのかということ、もうちょっと詳しく勉強しないと、私は一たとえこれを採択するにしても、下野市議会として国に意見書を提出する場合には、一この制度改革の趣旨をしっかりと理解した上でやらなくて

はならないと思う。それで、その改革する中身についてよく理解しないと、どこがおかしいのか、どこが理不尽なのかというのがわからないので、一この陳情の趣旨というよりもむしろ改革の内容について、まずは勉強しないといけないかなと思ったので、一継続審査としていただきたいと思った。

○石田委員長： 継続しても、国のほうでどう変わるかによってわからないのも事実であるが。すぐ3カ月くらいの間が変わってくれば別だが。

○出口委員： 今の村尾委員の意見に対してであるが、陳情書2枚目に意見書（案）があつて、ここに明確に書かれている。最後の3行、本当に最後のところに、「現行の高額療養費制度、後期高齢者の窓口負担の継続を求め」とあり、これが趣旨である。

ただ、不採択にする場合には、委員会の意見として、低所得の高齢者の医療には十分配慮していただくという旨は記載してください。

○石田委員長： はい。ちょっと意味が分からないとか、もう少し説明がきちつとしてあればということで、まあ直接説明をいただくわけにもいかないの、これも継続というかたちで皆さんに図りたいと思う。それでどちらかに決定するということになれば、もう少し意見聴取をしながらとか、一また国の動きを見ないとわからないと思うので、高齢者の場合。ましてや陳情の趣旨が2つを求めているので、片方はマル、片方はバツというわけにもいかないと思うので、ちょっとそこら辺も今後の課題だと思うが。

継続審査にしてほしいという意見もあったが、継続というわけにもいかないということであれば、不採択すべきものと決定することでの決を採りたいと思う。

—採決—

不採択すべきもの 3

賛成多数により、不採択すべきものに決定した。

陳情第2号 「県南広域的水道整備計画」に関する陳情

趣旨説明

陳情書の読み上げにより説明。

趣旨説明者への質疑

○磯辺副委員長： 陳情事項1について伺う。自治基本条例に基づき計画の全体像について、わかりやすく情報が市民に提供されるように書かれているが、計画の全体像は何を指しているかを伺う。

●陳情者1：全体像とっているのは、この陳情について関することであり、要するに水道水の水源がどのような形で表流水をも含めた形にしたいきさつが中心となる。

○磯辺副委員長：そもそも水道水に表流水を混ぜていくということが、いったいどこから来ているのか、何が原因で、私たち市民がなぜこの水道水のことを考えなきゃいけなくなったかということ、そのおおもとの計画も含めてということか。

●陳情者1：下野市は、近隣の栃木市も含め、ずっと地下水を使ってきたわけである。この地域は自然の恵みというか水が豊富であり、地下水を使い続けていかなければいけないと思うが、そもそもの表流水への一部転換というのは思川開発が要するに起点になっているわけである。もしも、市が財政的にひっ迫した状態になっていた場合、あえてお金を何10億も使ってまずい水を市民に飲ませようなどということは、到底考えられないことで、それをしようとしている市に対しては非常に怒りを思っているわけであるが、そういうことも含めてそういう人たちが市民の中にならいるということも身をもって感じているので、是非、このようになったいきさつとなぜ下野市が表流水を導入しなければいけないのかという問題も含めて、いろいろと地盤沈下や汚染の問題を市は言っているが、ほとんど根拠のない、我々の市民生活に得る水においてはほとんど影響のない問題を出していろいろとやっているのものでその辺を根拠のあるデータをもとに将来にわたっての全体像を下野市としてどのように考えているのかということ、市民にしっかり知らせてほしいということである。

○磯辺副委員長：そもそもの原因になっている思川開発事業に戻って説明をしてほしいということよろしいか。

●陳情者2：補足させていただきたい。この陳情は思川開発事業の是非を論じているものではない。また、計画の全体像とっている中身は大きく3つある。

まず、表流水をなぜ導入するのか。この話が出てきた背景、経緯をわかりやすくしてほしい。それから、この計画が現状どのようなになっているのか。さらに今後どのようなスケジュールで決めようとしているのか。これらを市民に情報公開していただきたい。

○磯辺副委員長：この計画の現状がどうなっているかといった時の、この計画とは何を指すのか。

●陳情者2：計画というと実は正確ではないが、計画はたぶん、県が策定するわけですし、それを協議会が要請するわけである。現状は要請するかどうかという合意形成に持っていく協議中であると思う。便宜上計画という言葉を使っているが、今、協議会で検討している内容になる。

○磯辺副委員長：陳情の趣旨の本文の最後から5行目に、下野市自治基本条例によれば、かぎカッコに書かれてあるのは基本条例の第27条のことでよろしいか。

●陳情者2：関係条例としては、27条も含むが、28条、31条で、特に関係するのは計画の策定、計画の変更または廃止と思われる。

○村尾委員：求めているのは何か形があるものを示しなさいというよりは、現在の状況の説明がほしいということか。それから思川開発と県南広域的水道整備計画との関連に関する部分なのか。

●陳情者1：現状はもちろんそうであるが、今後どのような計画が市として進んでいくのかを教えてくださいということである。

○村尾委員：ということは、ある程度方向性が固まった段階というよりは、現在の段階での説明がほしいという風に理解すればよろしいか。

●陳情者2：厳密には、計画策定のフロー、いろいろな話によれば、県南の広域協議会で合意形成をして、そのうえで県に整備計画の策定を要請するということなので、その前に少なくとも情報公開をして市民の意見を聞くというのが我々の要望である。

○村尾委員：それは県に、整備計画を策定要請をする前にという意味か、現時点ではなくて。

●陳情者2：策定に関してはそうである。厳密に言えば、合意形成をする前である。たぶん合意形成をしてしまえば、スケジュールに沿って行くと思われるので。それともう一つは、先ほど言った表流水を導入するという背景、なぜそう

という話が出てきたのか、それがある。それと今言った現状と今後どういうスケジュールで進めていくのかということである。

執行部説明

- 総合政策部長：参考意見を述べる。現在の状況について申し上げる。平成13年、当時から100パーセント地下水に依存していた旧国分寺町と旧石橋町は、将来における代替水田を確保すべきとの考えから、栃木県水資源開発促進協議会に参加し、県南地域の水資源に関する総合調整、或いは思川開発にかかる必要な諸施策についての調整協議を図ってきた。合併後の平成19年には県南地域を対象とする広域的水道整備計画についての協議を行うことを目的として設立された県南広域的水道整備協議会に下野市として参画している。そして今日に至るまで、平成21年にはダム事業の検討にかかる検証中として、思川開発は新たな段階に着手しないこととして平成28年まで検討の場での検証を重ね、平成28年8月25日の国交省の継続の決定にいたり、現在、工期の変更と事業内容の変更手続きを実施をしている状況である。その間、栃木県では、平成24年6月開催の検討の場幹事会において要請のあった栃木県の思川開発事業における利水参画根拠として25年3月に栃木県南地域における水道水源確保に関する検討報告書を作成している。当該報告書では、思川開発に参画する栃木県が、県南地域の水道水源の現状を分析し、導かれた基本方針、県南地域における将来にわたり安心安全な水道水の安定供給を確保するため、地下水から表流水への一部転換を促進し、地下水と漂流水のバランスを確保するという、基本的な考え方について、本市として賛意を示し県南広域的水道整備協議会に参画しているところである。以上現在までの経緯をご理解いただいた上で、陳情項目に対する執行部の意見を申し述べる。陳情事項の1点目、広域的水道計画の全体像についてすべての情報を市民に提供されることについて、広域的水道整備計画は県南広域的水道整備協議会で協議を重ね、構成団体の統一的な合意形成のもとに県に作成を要請するものである。現段階では広域的水道計画について、策定の要請に関する合意形成がなされておらず、なおかつ、県においても策定作業に着手をしていない段階であり、内容の全貌をお示しすることはできないものと考えている。第2点目、広域的水道整備計画の策定要請前には広く市民の意見を

求めることについては、広域的水道整備計画の策定の要請は協議会での要請の合意形成がなされたのちに、県に対して要請するものなので、広く市民に意見を求めることに対しても、本市においては、構成市町等の足並みをそろえ、実施の可否も含めその方法等についても検討すべきと考えている。

執行部への質疑

- 村尾委員：今の段階では構成団体の統一見解ができていないと、合意形成ができていないので、その内容は県でも策定していないし、説明できないとのことであったが、今はそのような状況であってもある意味合意形成ですねー実施の可否も含めて、その段階では市民に説明できると理解してよろしいか。また、これまでのところ思川開発関連に関係して県南地域の広域的水道事業では漂流水を導入することになるが、その状況については説明できないのか。
- 総合政策部長：本事業の進展等については、適宜議会等へ報告するとともにご意見等をいただきたいと考えており、現段階では事業の推進等に新たな展開があれば議会等に説明をさせていただきたいということである。
- 村尾委員：新たな展開があったときにはもちろんであるが、ある程度固まってきた方針があると思う。例えば、県南地域における水道水源確保に関する検討報告書にも盛り込まれているように、表流水を将来的には65パーセントにかえていくということであるので、そこに至った背景というのは説明できるのではなかったのだが、できるところまで説明できるという姿勢があればある部分出来るのではないか。
- 総合政策部長：協議会として2市1町で構成しているので、協議会での足並みをそろえて対応していければと考えている。
- 村尾委員：足並みをそろえるということにこだわるということはわかったが、下野市として市民の要請にこういう意向があるので、協議会として説明しようではないかという議題を協議事項に載せようという気持ちはあるか。
- 総合政策部長：そのような意向も踏まえて、今回執行部の意見として述べさせていただいたところである。
- 磯辺副委員長：水道水源が変わるということは市民にとって大変重要なことで、

市民の生活に広く影響を与えるものといわなければならないと思うが、自治基本条例、27、28、31条に対して違反にはならないか。

- 総合政策部長：27条では市民にわかりやすく説明しなければならないという説明責任がある。栃木市なども自治基本条例が制定されていると思うが、その辺も照らし合わせて協議会の中で、議題としてあげさせていただければと思う。
- 磯辺副委員長：壬生町はわからないが栃木市は確かに自治基本条例を持っている。やはり条例に反することなく協議会を進めていこうとすれば、条例どおりにやっていただかなければならないと思うので、足並みをそろえる決定をする前には、条例どおりの説明会をぜひ開かなければならないのではないかと思います。条例は完全に拘束力があるはずなので、そこでの折り合いを考えて進めていただきたい。
- 村尾委員：協議会の中で足並みをそろえたいと何回も言うが、先ほどあった事業実施の可否も含めて、足並みをそろえていきたいと思っているのか。例えば、私は参加しないほうが良いと思っているが、要求量を変えていく、例えばリスク分散でも65パーセントまでやらないで、10パーセント、20パーセントにとどめておくとかそういったところも足並みをそろえるということになるのか。
- 総合政策部長：足並みをそろえると申し上げたのは、市民の方々に広く説明するとか、そのようなことをできれば協議会として足並みをそろえたいという意味であって、水量については今後協議会の中で個々に検討していくことになると思われる。
- 磯辺副委員長：市民の方に合意形成の前に説明会をしようよというのも足並みをそろえての中に入っているということですね。栃木市さんどうでしょうと。下野市はこういう陳情が出ているので。やらなければならないですよ、条例の内容からすると。ちょっと栃木市さんもやりますか、私たちもやりますよということも協議すると考えていいんですよ。いいんですか。
- 総合政策部長：そのように考えていただければと考える。
- 出口委員：適宜議会への報告を考えていると。報告止まりか。協議、同意も含まれるのか。
- 総合政策部長：協議会の内容、協議会で議論された内容について、報告をしたいと考えている。

- 出口委員：自治基本条例、見解が分かれるところであるが、議会制民主制ということで、最低限議会で議論できるというのであればある程度理解ができるが、報告だけで議会に決定権がない状態ということか。
- 総合政策部長：報告は行うが、議会の中で議論をいただくことは結構と考える。
- 磯辺副委員長：合意形成のタイムリミットはあるか。29年度中か。全く計画がたっていないか。
- 総合政策部長：一時新たな段階に入らない時期が数年あった。なおかつ、本年度8月に継続という判断が下されたので、県のほうからも新たなスケジュールが示されていないので、今のところは私のほうで明確な答えは出しかねるところである。
- 磯辺副委員長：次期協議会はいつ開かれるかわかるか。
- 総合政策部長：協議会については未定であるが、部会については3月23日に開かれることになっている。
- 磯辺副委員長：部会というのは、事務方の詰めということか。
- 総合政策部長：部会は各市町の課長職があて職になっている。協議会自体は平成19年に開かれたのみで、あとは部会のみ開催されている。
- 磯辺副委員長：それではこれから部会が何回か繰り返され、そして最後に協議会という形になるのか。
- 総合政策部長：おそらくそのような運びでいくとは思いますが、いざ、合意形成になされる場合には、協議会での議論がなされた上だと考えている。
- 磯辺副委員長：3月23日の部会が開かれると、これからのスケジュールとか協議内容などがある程度わかってくるということによろしいか。
- 総合政策部長：まだ会議の内容等については示されていないが、今回新たに継続になったので、継続の決定にあたって計画の変更についての説明があると考えている。
- 磯辺副委員長：この部会は誰が主催して、どこから説明されるのか。
- 総合政策部長：県が招集し、説明も行う。
- 磯辺副委員長：これからの内容、スケジュールについて、明らかになってくると思うが。招集だけで会議の中身については知らされていないのか。
- 総合政策部長：まだ口頭での連絡のみで、文書も受け取っていない状況であり、

内容等については全く未定である。

○磯辺副委員長：3月23日が過ぎたら、部会の内容を伺えばわかるのか。

●総合政策部長：内容が分かり次第、お示しすることはできる。

○村尾委員：いつぞやも水資源機構に対し意見を言ったことがあるが、こういった部会の会議は公開されているのか。少なくとも会議録などはホームページにアップしてほしいといった要望はしたが。実際今の段階で、どこか検索すれば、会議内容がわかるようになっているか。

●総合政策部長：部会の協議の内容については、ほとんど県の報告なり、今まで検討の場で検討してきた内容の報告となっているので、おそらく公開はしていないのかと思う。

○村尾委員：今まで確かに公開をしていなかったかもしれないが、そのことがやはり知りたいと思っている市民の情報提供になることにつながるので、ぜひ下野市としても会議録などの公開を、或いは傍聴でもよいが求めていただきたいと思う。

●総合政策部長：3月23日に開かれる部会の中で下野市として提案等ができればしていきたいと考えている。

意見

○松本委員：まだ合意形成も図られていない状況であるので、もう少し研究していきたいと思う。いずれにしても重要な案件であり慎重審議が必要と思う。

○村尾委員：県南広域的水道整備計画の合意形成に至っていないということであるが、陳情説明者が説明していたように表流水に転化していくと決めた背景は決まっているわけであり、既に行われた部分については少なくとも説明ができるはずだと思うので、現在でも説明できる部分は説明したらよろしいのではないかと思う。何を研究するのかなどの思いもあるが、陳情1、2についてはできるところからやっていくという姿勢をアピールするためにも、採択すべきではないかと思う。

○磯辺副委員長：自治基本条例、議会基本条例に照らしても採択すべき内容と思う。何故躊躇するのかがわからない。条例通りにやるべきだと思う。

○磯辺副委員長：栃木市の自治基本条例が先ほど話題になったが、先に足並みをそろえていただいてから、こちらが採択するようでは議会としてはどうなのか

と思う。議会としてはやはりこれが採択するのが先でありたいと思う。整えて
いただいてから採択するのではよくないだろうと思う。

○磯辺副委員長：もし慎重に審議するということになる、6月に審議すること
になるが、では6月までにどのようなことを研究するのかについて明らかにし
たいと思う。もし、そちらが採択になったとしたら。自治基本条例を読み込む
とか何かあると思うが。

○出口委員：先ほどの執行部の情報ではわからない部分がたくさんあるが、議
員でも知っている人はいないと思う。議員が知らなくて、これから検討し始め
ている状況で、ある意味責任放棄である、市民に投げってしまうのは。ちょうど
調査研究が始まっているところで、もちろん市民の意見を聞きながら進めるわ
けだが、最終的には市民の意見を仰がなければならない場面も出てくるかもし
れないが、議会では全然議論していない。議員の皆さんが何も知らないとい
うことを收拾しなければいけないのではないかと思う。そういったところを含め
て、慎重というよりもそっちが先というところもあるので、そういう意味では
継続かなと思う。

○松本委員：議会として、2月7日に現場を視察してきた。基本条例にのっとり
進めることは重々理解している。しかしながら、出口議員からもあったように
議会としてももう少ししっかりと議論の場、総務常任委員会に付託されている案
件であるので、委員会で決定しても良いわけでもあるが、まだまだ議論の場が
少ないということで、本来であればここで決着を見るわけであるが、もう少し
勉強していった方がよいのかなと思う。説明責任については、本来であるが、
漂流水がまずい、高くなる、こういった文面もある。それらについても勉強し
たいと思うので、申し上げた次第である。

○出口委員：先ほどからの自治基本条例、本市にとって重要な条例である。ただ
やはり法律が上位にあるものである憲法は最上位にある。日本は議会制民主主
義であり、直接民主主義ではない。議会が、やはり努力不足、今までの情報収
集不足というか、それは認めなくてはならないと思う。そのうえで情報を集め
て議論したうえで、市民の意見も情報の一つなので、そういった努力をしてみ
てから判断したいなと思う。

○大島委員：まだまだ勉強不足な面がたくさんあると思うし、協議会が平成19

年から開かれていない状況で、これから23日の課長会議で内容の報告もしてもらえるとということなので、十分勉強して継続しながら、結論を出した方が正しい判断ができると思うので、継続でお願いしたい。

○磯辺副委員長：陳情事項は、いつ説明会をやれとは書いていない。また、議会に価値判断は求めている。説明しろと言っているだけで。議会がよく分かっているかどうかというのは考えていない内容になっている。だから、市当局に今までこういう選択が迫られているのはなぜなのかということの説明を教えてくださいと言っているわけで、協議会や部会がこれから開かれて行って、まだ合意形成がなっていない時点はいつか分からないが、いつ開けとか価値判断をしろとか書いていないので、私は採択をして、それをいつやるかというタイミングは強制していないので採択すべきだと思う。自治基本条例の趣旨からしてそうだと思う。

○松本委員：先ほどの執行部の説明に対してもかなり突っ込んだ意見を言われたと思う。そう言った中でもう少し我々も説明責任だけでなく、思川開発に対してのいろいろな勉強をして、もう少し常任委員会としてもそして議会全体としてももう少し研究したいと思っている。

○村尾委員：勉強したいとの思いはすごくわかるが、それは県南広域的水道整備計画や思川開発について勉強していききたいという意味であって、陳情者が求めているのは説明してほしいということであって、議員に勉強してほしいということは書いてない。それは行政サイドに対して市民にもきちんと説明してほしいということなので、むしろこれから私たちが勉強したいというのであれば、むしろ自治基本条例であるとか議会基本条例について学びなさいということになってしまうのではないかと思う。それで先ほど出口議員が言われたが、議員がわかっていないのに市民に丸投げするのは無責任であるとのことについては、それは決してそういう意味ではないと思う。やはり議員として得られるような情報ももっと欲しいが、似たような情報、同じような情報は市民も知りたいということだと思う。それは情報提供という形でいくらでもできると思う。お互いに勉強していけば切磋琢磨ということにもなると思う。

○出口委員：継続審査と言っているわけで、不採択と言っているわけではない。執行部の説明を聞いていると、何か国家間の交渉のようだ。秘密裏に進めて。

基礎自治体間の話し合いの場なので、もう少し議員にくらいは説明する責任があるのではないかと。これからはしっかり求めていきたいと思う。それは言っておく。住民自治なのだから。

—採決—

採択とすべきもの 2 継続審査とすべきもの 3

賛成多数により、継続審査とすべきものに決定した。

- 磯辺副委員長：継続して審査するという事なので、次は6月の議会になる。その間わずか3か月ほどしかないが、どのようなことを審査するかということ、伺いたい。
- 石田委員長：執行部からの話にもあったが、3月23日に会議があるということで、随時、我々から求めたり、全協で説明してもらうこともできるので、決としては二つに一つとして取らざるを得ないので、結果については私の方から議長に申し出ておきたいと思うのでご了承願いたい。勉強の内容は、委員の皆さんだけでなく議員全員で調査研究していくということになると思う。